

開会の日 令和2年9月15日(火)
場 所 協議会室

◆出席委員(13人)

1番	小笠原	美保子
2番	水上	雅廣
3番	谷口	敬信
4番	上ヶ吹	豊孝
5番	井端	浩二
6番	澤	史朗
7番	住田	清美
8番	徳島	純次
9番	前川	文博
10番	野村	勝憲
11番	籠山	恵美子
12番	高原	邦子
13番	葛谷	寛徳

◆欠席委員(なし)

◆説明のために出席した者の職氏名

市長	都竹	淳也
副市長	湯之下	明宏
教育長	沖畑	康子
総務部長	泉原	利匡
危機管理監兼危機管理課長	坂田	治民
危機管理課危機管理係課長補佐	尾賀	寿治
総務課長	岡田	浩和
総務課人事給与係長	中垣	由香
財政課長	上畑	浩司
財政課財政係課長補佐	佐藤	博文
管財課長	砂田	健太郎
管財課管財係課長補佐	西田	博和
税務課長	渡邊	康智
税務課市民税係長	宮垣津	治美
企画部長	岡部	浩司
総合政策課長	三井	大輔
総合政策課政策企画係長	土田	治昭
地域振興課長	田中	義也
地域振興課地域振興係長	清水	則久
市民福祉部長	藤井	弘史
子育て応援課長	今村	安志
子育て応援課子育て政策係課長補佐	仲島	孝子
子育て応援課保育園係長	中垣	浩太郎

障がい福祉課長	平 田 直 久
障がい福祉課障がい福祉係課長補佐	森 本 睦 子
発達支援センター長	中 切 智 子
地域包括ケア課長	都 竹 信 也
地域包括ケア課社会福祉係長	丸 亀 圭 祐
地域包括ケア課介護保険係長	井 谷 直 裕
地域包括ケア課高齢支援係長	板 屋 和 幸
地域包括ケア課地域医療係長	白 木 大 輔
地域包括ケア課地域包括支援センター係長	野 村 将 英
市民保健課長	花 岡 知 己
市民保健課健康推進係長	後 藤 和 宏
市民保健課健康推進係課長補佐兼主任保健師	清 水 弘 子
市民保健課市民係課長補佐	川 上 聡 子
市民保健課保険年金係長	玉 腰 弓 子
環境水道部長	大 坪 達 也
環境課長	忍 哲 也
環境課衛生係課長補佐	佐々木 秀 信
農林部長	青 垣 俊 司
農業振興課長	堀 之 上 亮 一
畜産振興課参事兼畜産振興課長兼家畜診療所管理者	古 川 尚 孝
商工観光部長	清 水 貢 人
商工課長	大 上 雅 人
観光課長	洞 口 廣 之
観光課観光資源開発係長	山 下 讓 太
基盤整備部長	青 木 孝 則
建設課長	横 山 裕 和
建設課管理係課長補佐	川 崎 忠 相
建設課建設係課長補佐	藤 白 規 良
建設課農林土木係課長補佐	吉 本 法 樹
都市整備課長	谷 口 正 樹
都市整備課建築係長	直 野 幸 浩
会計管理者兼会計事務局長	森 英 樹
会計事務局会計係長	竹 原 美 香
教育委員会事務局長	谷 尻 孝 之
教育総務課長	米 澤 智 智
教育総務課学校給食係長	倉 坪 正 明
学校教育課長	中 村 裕 幸
学校教育課課長補佐兼学務係長	平 澤 啓 介
生涯学習課長	大 庭 久 幸
生涯学習課生涯学習係長	野 上 英 一
スポーツ振興課長	大 始 良 透
文化振興課長	畑 上 あづ さ
文化振興課文化係課長補佐	古 田 一 也
河合振興事務所長	野 村 久 徳
河合振興事務所地域振興課長	古 田 善 尚
宮川振興事務所長	田 下 嘉 明
宮川振興事務所地域振興課長	小 林 観 善

神岡振興事務所長	森 田 雄一郎
神岡振興事務所市民振興課長	岸 懸 貴 則
神岡振興事務所市民振興課総務税務係課長補佐	出 井 浩 司
神岡振興事務所市民振興課企画商工観光係課長補佐	上 出 久 行
消防長	中 畑 和 也
消防本部総務課長	堀 田 丈 二 郎
消防本部予防課長	斎 藤 鉄 也
消防本部課長補佐	野 尻 寛 之
消防本部主査	水 川 大 輔

◆職務のため出席した
事務局員

議事事務局長	野 村 賢 一
書記	水 上 時 雄

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第106号	令和2年度 飛騨市一般会計補正予算(補正第5号)
議案第107号	令和2年度 飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
議案第108号	令和2年度 飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
議案第109号	令和2年度 飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
議案第110号	令和2年度 飛騨市給食費特別会計補正予算(補正第1号)
議案第111号	令和2年度 飛騨市一般会計補正補正予算(補正第6号)

(開会 午前10時00分)

◆開会

○臨時委員長（野村勝憲）

皆さん、おはようございます。ただいまから、予算特別委員会を開会します。

本日の出席委員は、全員であります。本日は、本委員会設置後、初めての委員会でありますので、飛騨市議会委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまで、年長の私が委員長の職務を行います。

これより委員会条例第9条の規定により委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法については、指名推選の方法により行いたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○臨時委員長（野村勝憲）

ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は、指名推選の方法によることに決定しました。

続いて、お諮りいたします。委員長の推選は、臨時委員長においていたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○臨時委員長（野村勝憲）

ご異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決定しました。

それでは、委員長に前川文博委員を指名いたします。

○臨時委員長（野村勝憲）

お諮りいたします。ただいま、指名しました前川委員を委員長とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○臨時委員長（野村勝憲）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました前川委員が委員長に決定しました。

◆休憩

○臨時委員長（野村勝憲）

ここで、暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時01分 再開 午前10時02分)

◆再開

●委員長（前川文博）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き、副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法については、指名推選の方法により行いたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって互選の方法は指名推選の方法によることに決しました。

続いて、お諮りいたします。副委員長の推選は、委員長においていたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。それでは副委員長には、高原邦子委員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました高原委員を副委員長とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました高原委員が、副委員長に決定しました。

◆会議記録の署名

○委員長（前川文博）

本委員会の会議記録の署名は、委員会条例第30条の規定により、委員長がこれを行います。当委員会に付託されました案件は、お手元にお配りした付託一覧表のとおりです。

一般会計補正予算（補正第5号）の説明につきましては、所管部長が、歳入、歳出予算について順に説明を行い、その説明が全て終了したあとに審査を行います。

なお、補正第6号につきましては、補正第5号の説明・質疑が終わったあと、引き続き説明・質疑を行い、審査は補正第5号の審査終了後に行います。

特別会計補正予算については、所管部署の一般会計の質疑が終了したあとに、引き続き説明と質疑を行います。

一般会計2件、特別会計4件、全ての説明と質疑が終了したあとに、補正予算全体について当委員会のとりまとめを行います。

審査に入る前に、お願いをいたします。質問は一問一答制とし、内容がしっかりと伝わるよう、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。また、議題外や議題の範囲を超えることのないようお願いいたします。

委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けたのち、マイクを使い、自己のお名前を告げ、質疑は予算書等の該当ページを示してから、質問されるようお願いいたします。

以上、ご協力をお願いします。

それでは、付託案件の審査を行います。

◆議案第106号 令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）

【総務部・会計事務局・消防本部所管】

●委員長（前川文博）

議案第106号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）の 総務部、会計事務局、消防本部所管の歳入歳出予算を議題といたします。

順に説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（前川文博）

泉原総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□総務部長（泉原利匡）

おはようございます。

それでは、議案第106号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）のうち総務部所管についてご説明申し上げます。

今回の補正は14億6,261万5,000円を追加し、予算総額を228億98万円とするものです。

6ページお願いいたします。第2表、地方債補正は農地農業用施設補助災害復旧事業、土木施設補助災害復旧事業を追加するとともに、入札差金による緊急防災・減災事業の減と臨時財政対策債を減額変更し、過疎対策事業と過年度発生補助災害復旧事業を増額変更するものです。

歳入を説明いたします。9ページお願いいたします。最上段の市民税の法人税割の増額補正は、確定申告として納付があったことなどによるものです。

軽自動車税の種別割は、買い替えや新規購入の増加、軽貨物の長期使用に伴う重課などにより当初見込みより上振れしたことによるものです。

地方交付税の増額補正は7月31日の通知により、上振れが確定したことによるものです。

11ページお願いいたします。総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は国の2次補正で追加内示を受けたものを計上したものです。

12ページお願いいたします。下段の総務費県補助金、010避難所環境整備事業費補助金は避難所における新型コロナウイルス感染症対策の補助金で、消耗品及び備品購入に充当するものです。

15ページお願いいたします。19繰入金、01基金繰入金、01財政調整基金の繰入金はこれまで新型コロナウイルス感染症対策における補正予算の財源として活用してきた財政調整基金を、今回の国の交付金の追加内示を受けたため、全額を基金に戻し入れる調整を行うものです。

最下段の雑入、職員研修用助成金と職員研修実費負担金は、コロナの影響で研修が中止になったことによる助成金の減額です。

歳出を説明いたします。18ページお願いいたします。02総務費、01総務管理費、01一般管理費は、企画部所管のふるさと納税関係以外は人件費の補正が主で、19ページの18負担金、補助及び交付金、001職員研修負担金はコロナの影響で中止分を減額するものです。

05財産管理費の12委託料、055登記事務委託料は古川町信包地内の未登記道路について、当該土地の市道部分について、地権者2名から寄附の同意を得られたため分筆測量を行い、所有権移転を行うための委託料です。

16の公有財産購入費、001土地購入費は市役所駐車場として賃借していた土地について地権者との協議が整ったことから購入するものです。

21ページをお願いいたします。11防災費の消耗品費と一般備品購入費のうち、26万5,000円で避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、市内17カ所の防災備蓄コンテナに消毒用アルコール、ゴーグル、使い捨てエプロン、使い捨て手袋、防護服セット、ハンドソープ、非接触式体温計などを配備し、避難所開設時に速やかに感染防止対策がとれるよう準備を行うものです。

22ページをお願いします。02総務費、02徴税费、01税務総務費は、人件費の補正です。

37ページをお願いいたします。最下段の予備費ですが、今後長期化が予測される新型コロナウイルス感染症対策事業の財源とするほか、昨今の労務単価の上昇により増高傾向のある市道の除雪費用に備えるため、予備費を補正しております。

最後に人件費を説明させていただきます。

38ページをお願いいたします。会計年度任用職員を含む一般職について記載している表です。今回の補正は、正職員の時間外勤務手当の増額と会計年度任用職員の人数及び雇用形態の確定による調整を行い、732万6,000円の減額を行うものです。

39ページが会計年度任用職員以外の職員の表ということで、正職員の人件費になりますが、新型コロナウイルス感染症対策により今後見込まれる時間外勤務手当、約2,600時間、649万円を増額補正しております。

40ページが会計年度任用職員の表ですが、当初フルタイムでの任用を予定しておりましたが、パートタイムを希望する方が任用されたことによるもの、及び教育体制整備

事業に伴うパートタイム会計年度任用職員の増加による調整を行い、合計で1,381万6,000円の減額を行うものです。

以上で、総務部所管の説明を終わらせていただきます。

●委員長（前川文博）

続いて、説明を求めます。

□会計管理者（森英樹）

それでは、会計事務局所管の予算を説明します。

歳出を説明いたします。予算書の19ページをごらんください。4目会計管理費、10節の需要費から17節備品購入費までを会計法で計上しております。10月から指定金融機関が飛騨農協から飛騨信用組合へ交代となります。これまで市から支払いを口座振り込みで指定金融機関へ依頼する際、フロッピーディスクにデータを格納し、手渡しをしていましたが、フロッピーディスクドライブ自体が他機関で、もうすでに使用されていないこと、フロッピーディスクという媒体が古い手法であることから、今回指定金融機関の交代に伴い、オンラインによるデータ伝送方式に変更することとし、必要な経費を計上するものでございます。10節事業費、006修繕費ですが、光回線への配線の修繕を行うものでございます。11節役務費、001通信運搬費と003手数料ですが、回線料及び初期設定の手数料でございます。13節の使用料及び賃借料のうちシステム使用料でございますが、パソコンのシステムソフトのメンテナンス料でございます。17節備品購入費でございますが、システムソフトの購入費となっております。

以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

続いて、説明を求めます。

□消防長（中畑和也）

それでは、補正第5号に係る消防本部が所管する内容について説明いたします。

歳入から説明いたします。令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）の13ページをごらんください。中段、消防費県補助金、女性消防団員充実強化事業費補助金の減額です。第26回、全国消防女性消防団員活性化徳島大会へ参加予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業が来年度へ延期されたためです。

次に歳出を説明します。31ページをごらんください。非常備消防費、07節報償費、賞品ですが、改選期により退団者数が例年より増えたため、退団記念品購入ための増額です。10節需用費、消耗品費ですが、女性消防団員の活動服整備のためです。14節工事請負費は、防火水槽取り壊し工事に係る減額です。

17節備品購入費は、小型動力ポンプ及び積載車購入にかかる減額です。8節旅費、10節需要費、13節使用料及び賃借料、14節工事請負費、18節負担金、補助及び交付金は新型コロナウイルス感染拡大の影響で延期となった第26回全国女性消防団員活性化大会及び中止となった岐阜県消防操法大会の関連費用の減額です。

以上が消防本部所管の補正内容です。よろしく願いいたします。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（水上雅廣）

消防本部にちょっとお伺いをします。今回の補正で検討内容をちょっと見させていただいておりますけれども、31ページ。積載車3台、小型ポンプ車3台、減額補正をすると、その下に来年度の更新予定ということでちょっと触れてあるんですけど、小型動力ポンプ積載車の更新基準20年から23年にするというような記述があるんですけど、これは単純に経費削減という意味合いだけで、こういう予定をされているということで承知してよろしいですか。

□消防長（中畑和也）

取扱業者とかに確認したところ、まだまだ使える車両でもったいないよということと言われて、実際に車両を確認していても、まだまだ使えるところがございますので、そのへんを消防団の方と協議しまして、23年というふうに延期をさせていただいております。

○委員（水上雅廣）

安全性には問題ないということでよろしいですか。

□消防長（中畑和也）

安全性のほうも大丈夫だということを聞いております。ただし、当然傷んでくれば、早めの更新も考えております。

○委員（水上雅廣）

各団の積載車の更新をそういうふうにしていく。20年を23年でやっていくということなので、例えば、タイヤの関係とかそういったものってきちんと更新してもらってますかね。結局、扁平するでしょ、どうしても長期間おくと。そういうものって順次対応してもらってますか。

□消防長（中畑和也）

消耗品等に関しましては、随時確認して更新しております。大体半分の前では更新を考えているところです。

○委員（水上雅廣）

積載車だとポンプのほうですね、小型動力ポンプ、機能性がものすごくよくなってきているんですけど、そういったものの更新って大体おおよそ更新はできてますか。どのくらいできてます。

□消防長（中畑和也）

20年の更新を前に決めたときに、まだまだ20年目の更新に追いつかずに、25年とかもっと長いものがありました。現在20年で大体更新できるところまでできました。その中で、まだまだ使えるものでもったいないよということをおっしゃって、そのへんを考慮しまして変えております。

○委員（水上雅廣）

ポンプのほうの更新はどんなふうになっていますか。

□消防長（中畑和也）

ポンプのほうも車に合わせて更新を考えておりますが、ポンプのほうが若干早く傷む可能性もありますので、そこは状況を見ながら計画を考えていきたいと考えております。

○委員（住田清美）

総務部の人件費についてお尋ねしたいと思います。今回、会計年度任用職員がフルタイムよりパートタイムになったということで、減額補正をされてありますけど、パートさんになるとちょっと勤務時間とかが短くなったりすると思うんですが、各部署で定員には足りているのか、事務量的に大変なところはないのかお尋ねします。

□総務課長（岡田浩和）

今回の補正のパートになるという部分につきましては、当初見込んでいたところを時間の都合等もありまして、パートになられたということでの減額になります。

お尋ねの事務量に対して適正かという部分につきましては、各部署と協議をしてやっておりますので、現時点では充足しているというふうに考えております。

○委員（住田清美）

今までの臨時職員さんからこの会計年度任用職員になると待遇とかは良くなるはずだと思うんですけど、それでもあえてパートタイムを選ばれるということは、充実内容が自分の働き方に合っていないということなんでしょうか。個人のそれぞれの事情はあると思うんですけど、そのへんは伺ってみえませんか。

□総務課長（岡田浩和）

時間につきましては、個人さんで相談をさせていただいておりますので、待遇が良くなった、良くなっていないという部分での選択というふうには考えておりません。

○委員（澤史朗）

今の関連ですけれども、会計年度任用職員の方という、最初に募集されるときにフルタイムとパートタイムというふうにしてわけて募集されるかと思うんですけども、途中で変更があるのか、そのあたりはどのようなかたちになっているのでしょうか。

□総務課長（岡田浩和）

基本的には最初の募集の段階でフルタイムか、フルタイムまたはパートタイムというかたちで募集させていただいております。それとパートタイムっていう3種類で募集させていただいておりますので、フルタイムまたはパートタイムという枠で募集されてきて、パートタイムを希望されればパートタイムになることはできますが、フルタイムに希望されてみえた方がやはり時間が難しいので、パートタイムになりたいというところでは、すぐパートタイムへ切り替えるということとはできないというふうに仕組み上は運用しております。

○委員（澤史朗）

そうすると先ほどの説明で、フルタイムの方よりも当初の予定よりもパートタイムが多くなってその会計年度任用職員の部分が全体額としては減ったと。見ていると全体でも人数は正職員と会計年度任用職員と合わせて人数は増えているんだけど、全体の額として給与額としては減っているというかたちになるかと思うんですけど、その分が正職員等の時間外手当が膨らんでいますよね。今後のコロナ対策ということで。ということは時間外手当でそれをカバー、人数の足りない部分をカバーしようというようなかたちに数字上は見られるんですけども、そこというのは、職員の負担ということはないんでしょうかね。

□総務課長（岡田浩和）

数字上は会計年度任用職員が減額されて、正職は増ということで人が足りないんじゃないかというお尋ねだと思うんですが、たしかに会計年度任用職員の方の処遇を見直してきたというところはあるんですが、やはり正職が担わなければならない業務というものもありますので、足りないという認識ではなくて正職がやらざるを得ない部分ということでの時間外勤務手当の増額というふうに計上させていただいております。

○委員（井端浩二）

予算編成検討内容の5ページの固定資産税を軽減する制度というのがあるんですが、ちょっとそのへん私の勉強不足ではないかと思うんですが、どういう制度なのか改めて確認をさせていただきたいと思います。

□税務課長（渡邊康智）

新型コロナウイルス関係で令和3年度に限り固定資産税を軽減する制度というものです。これにつきましては、今年度は前年同じ月と比べて売上等が概ね20パーセント以上減額されている企業あるいは事業者、個人の方に対して、税金の徴収猶予という制度で現在運用しておりますが、来年度についてはことしの2月から10月までの連続3カ月の間で、前年同期3割以上売り上げが減少した場合は、中小企業等の建物とそこに格納されている償却資産については、その売り上げの減少度合いによって3カ月の間に50パーセント以上売り上げが減少していれば、固定資産税が免除になると、30パーセントから50パーセントとの間であれば、2分の1は減額になるというような制度があつた国のほうで決められているというところであります。

ただこれは土地については、適用がございません。これを適用しようと思うと、来年の1月末までに商工会とか会計事務所の認定を受けて、市のほうに届け出ていただいたうえで来年度の適用になるというような手順になっております。

○委員（井端浩二）

中小企業にとっては大変ありがたいと思うんですが、周知というかそれについてはどのように知らせていくのか。要は、中小企業者とか個人経営の人は知らん人もいると思うんですが、どのように周知していくのかをお伺いさせていただきます。

□税務課長（渡邊康智）

この制度につきましては、ことしの4月30日の段階で、制度の概要については、国のほうから発表があったんですけども、細かな運用についてまだリリースが出てないんです。ただ、これから個人でいえば年末調整とかの時期が近づくにつれて、この制度についても先ほど申し上げた手続きの詳細等も含めて国・県を通じて情報が流れてくると思いますので、それが出てきた段階で市のホームページ・広報は当然ですけども、商工会議所、商工会等の関連団体等も通じて事業者様に伝わるように努めてまいりたいと思っております。

●委員長（前川文博）

ほかありますか。

○委員（籠山恵美子）

コロナ対策というかコロナの影響がある間、今までの普通の補正予算とは違う道筋もこういうふうにあるのかなと思うので、ちょっとお金の回し方の飛騨市のやり方をちょっと確認させていただきたいんですが、今回の補正でも例えば、歳入の11ページにコロナ対策の地域創生臨時交付金、5億1,500万円入っていますね。財政調整基金で対応しようとしたのかわかりませんが、それが国から交付金が入ってきたので財調も繰り入れていたものを一応戻すというふうになって、15ページでは3億5,000万円戻していますよね。また一方では、予備費2億9,300万円、またこれコロナ対策のために予備費としてつくっているんですけども、こういうのっていうのは、この予備費をこうやって何億単位でコロナ対策のためにつくっておくということと、財調との関係っていうのがちょっとよくわからないんですけども、どういう考え方でコロナが収束するまで、こういう予備費と財調と国から追って交付される地方創生臨時交付金との兼ね合いというのは、どういうふうに回していくのかっていうのはちょっとわかりにくいんですけど、わかりやすく教えてもらえますか。

△市長（都竹淳也）

この話はちょっと2つの要素があって、予備費は例年の扱いなんです。通常年度の扱い。それで新型コロナの財源対策案、ことしの特定のものだということとちょっと2つにわけて議論をさせていただくのですが、まずその新型コロナに関しては、原則これまで財政調整基金からそれを取り崩してやっていくという考え方で臨んできました。

それはなぜかという、財政調整基金はこうしたその災害とか危機があったときのために備える、それからあるいは国が地方交付税等の一方的な切り下げをしてきたようなときに財政防衛の資金として、財政が平準化するまでどうしても結構長い時間かかりますから、かなり緊縮をかけていかなきゃいけないので、その間持ちこたえる資金として持つておくということで、その計算をしたうえで60億円から65億円の間という線を飛騨市で引いてやってきていました。

今回は新型コロナがまさしくその危機であるということでこれを取り崩すということとやってきたんですが、政府のほうで補正予算で新型コロナの対策に充てるお金として

地方創生臨時交付金が設置されたものですから、そうであればそれをまず使っていくというのが正しいということで、一時的に崩していたものは政府のほうのお金を優先的に使えばいいということになりましたから、そちらに財源を巻きかえていった、つまり元に戻っていえば最初からそういうふうに措置されていればそっちを使っていったわけですが、あとになってわかってきますから、まずは財調から崩しておいて、それを積み戻すという考え方で対応したということです。新型コロナについてはそういう対策です。

予備費の考え方ですけれども、実は年度途中で9月補正の段階で予備費に結構大きく積むようになったというのは昨年度からなんです、飛騨市の場合、地方交付税のウエイトが大きいので、地方交付税を固く見積もるんですね。実際に入ってくるよりも少し固く見積もって当初予算は厳しめに予算編成をして、本当に上振れてくるかどうかというのは確証がないものですから、固く見積もって上振れた分を途中の補正予算の財源とか除雪の費用の上振れ分に充てていくって考え方をとってきたんです。

ただ上振れたものを全部予算化するかどうかでこういう問題がありまして、ありていに言うんですね、かつては例えば、5億円上振れたとしても5億円を予算化せずに、予算化しない現金として持っておくようなかたちで財政運営をしてそれを少しずつ出していくってやり方をしていたんですが、私自身の考え方としてやっぱりそのきちんと予算に入ってきたお金は明示して明らかにしたうえで、使い道を議会にも明らかにし、市民にも明らかにしたうえで使うべきではないかという考え方で、全てオープンにするという考え方をとるようにしました。

これは繰越金も実はそうです。繰越の財調の積み立てをしなきゃいけないんですが、それも同じなんですけど、ちょっとそちら話は置いておきますが、そういったときに上振れたお金をどうするのかというときに、予算というのは必ず宛先をつくらないといけないんですね。歳入だけ計上して宛先がないっていう予算が組めないものですから、そうすると宛先を無理につくるわけにはいきません。したがってこれを予備費というかたちで充てておいて、それを使うというかたちにしたということです。ことしの場合は、予備費をそこに充てる理由ってのは何かということになりますので、通常は一番今大きいのは除雪の費用なんです。これが非常に大きくなって足らなくなるものですから、ここに充てるというのが原則なんですけど、ことしは新型コロナもありますので、そうした財源にも充てるというご説明をさせていただいているということです。ただこれはそのほかの需要にも財政事情にも充てますから、当然いろんなものに使えるお金として予備費においていく。それは使えるようにしておくということもありますし、明らかにするという二重の意味で予備費に置いてあると、こういうことでありますので、ちょっと新型コロナの交付金の話と予備費はわけて考えていただいて、予備費の話は今後もやる通常の運用としてやっていると、こういうふうにご理解いただければと思います。

○委員（籠山恵美子）

これまで私は経験していた議会の予備費の扱い方ってのは、中身あまり明確に説明されずに、大体決算でどこに予備費流用しましたっていうような報告が多かったと思うんですけども、今は予備費もそれなりに大体使い道を明確にしてという意味合いということですか。その上振れ分っていうのは、つまり予想以上に増額したっていう意味ですか。上振れ分という言葉は私はあまり今回新しい議会で初めてよく聞く言葉なので専門用語なのかと思いますけど、そういうものもある程度計算したうえで、それにも対応できるだけの予備費はちゃんとつくっておきましょうよという予備費の意味合いなのか、なんかそのあたりがちょっとわかりにくいんですね。

△市長（都竹淳也）

上振れ分というのは、例えば、地方交付税は70億円というふうに当初予算を組むのですが、必ず70億円以上きます。74億円とか75億円とかそういう数字できます。そうすると当初予算よりもその分、上振れたということですね。それを上振れ分と言いまして、それが入ってきたまま置いておくわけにいかないものですから、予算というのは歳出・歳入が同じじゃないといけないものから、入りだけ多くて使い道は少ないですよってわけにいかないんですね、予算というのは、必ず歳入と歳出が一致してないといけない。そうするとどこかに使い道をつくらないといけないので、使い道として予備費という使い道にするということです。ですから、それはただ、もちろん緊急事態のときにそこから使っていくってことがありますけど、予備費の執行といえども、予算は歳出として組む必要がある、目的をつくる時は、今回、追加の補正予算で出している中で、予備費を使うので増減がありませんっていう記述が出てくると思うんですけど、これは予備費を使うことによってやっているんですけど、ちゃんとこうやって説明をさせていただいているということですね。

除雪の場合は専決というやり方をしますから、これは緊急性があるので後の報告ということになりますけれども、これも明らかにしたうえで使わせていただいているということですから、予備費も必ず最終的には目的を持って使われていく。それでも最後余れば、翌年度の決算に剰余金として上がってくるということですね。

●委員長（前川文博）

ほか、よろしいですか。

○委員（澤史朗）

会計管理費のことでちょっとお伺いいたします。今回、指定金が変更になるということと今までフロッピーディスクでやっていた扱いがオンラインになるということで、約30万円の経費が計上されていますけれども、これというのは今の新しく変更になる指定金だけに使えるのか、今後また3年ごとに変わってきますよね、今後このまま今変更すればそのままシステムが使えるのか、そのへんを教えてください。

□会計管理者（森英樹）

今のご質問ですけれども、今後飛騨信用組合、さらに新しく変わっていく指定金融機関にも対応するために、そういったデータ伝送方式というものに変えていくという考えで今、進めているところでございます。

○委員（澤史朗）

これ本庁舎の1階にある指定金の窓口かと思うんですけれども、病院会計のほうも収納しますよね。あちらのほうは、このシステム変更っていうのはあるのでしょうか。

□会計管理者（森英樹）

病院会計は一般会計と別のシステムを使っておりますけれども、今回その振込を行うというものについては、全て同じ方式でやるということになります。会計の管理をしているシステムとしては、別のシステムを使っておりますけれども、それを振込をするデータを作成したりするものについては同じ方式で行うということでございます。

○委員（澤史朗）

そうすれば、今の本庁舎の1階の窓口と病院会計のほうも、今のこの補正で同じように対応できる体制が整うということによろしいでしょうか。

□会計管理者（森英樹）

おっしゃるとおりでございます。

●委員長（前川文博）

よろしいですか。それでは、ほかにないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第109号 令和2年度飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第1号）

●委員長（前川文博）

次に、議案第109号、令和2年度飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第1号）の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

それでは、議案第109号、令和2年度飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、816万5,000円を追加し、予算総額を9,516万5,000円とするものです。

予算書の4ページお願いいたします。

歳入では、前年度繰越金が確定しましたので、計上しております。歳出では工事請負費の施設移設工事ですが、国道360号、宮川2号トンネル工事と並行して、通信用埋設管新設工事延長946メートルと河合町天生地内で中部電力が電柱移設工事を行うため、それに伴う光ケーブル移設工事延長785メートルを行うものです。

工事の財源として、積立金を減額して調整を行うものです。以上で説明を終わらせていただきます。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (前川文博)

それではないようですので、これで質疑終わります。

◆休憩

●委員長 (前川文博)

ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時42分 再開 午前10時45分)

◆再開

◆議案第106号 令和2年度飛騨市一般会計補正予算(補正第5号)

【企画部・振興事務所所管】

●委員長 (前川文博)

休憩を解き、会議を再開いたします。議案第106号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算(補正第5号)の企画部・振興事務所所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□企画部長 (岡部浩司)

それでは企画部及び各振興事務所所管の一般会計補正予算についてご説明いたします。なお、各振興事務所分につきましては、企画部の所管ではございませんけれども、日程の都合上、私のほうで説明させていただきますので、ご了承をお願いします。

まず、企画部所管の予算についてご説明いたします。

14ページをごらんください。最下段でございますけど、当初予算において3億円を計上しております001飛騨市がんばれふるさと応援寄附金、ふるさと納税でございますけれども、7月末日現在で前年度同期28.5パーセント増と好調に推移しておりますので、今回4億円を計上しております。

ふるさと納税に関連した支出でございますけれども、006最下段になりますけれども、ふるさと応援寄附金返戻金1億2,000万円計上しておりますけれども、あと次ページ19ページになりますけれども、001通信運搬費、それと003手数料、その下ですけれども、12デザイン制作委託料とふるさと納税業務委託料でございますけれども、こちらの合計合わせて2億円になりますけれども、下の中段ぐらいになりますけど、ふるさと創生事業基金積立金というのがございますけれども、こちらの2億円を合わせて4億円を計上しております。こちらがふるさと納税に関連した支出ということになります。

戻っていただきまして、11ページをごらんください。説明欄2段目になりますけれども、国の補正によりまして、001新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生交付金の追加内示がございましたので、5億1,600万円を計上しております。交付金に

つきましては、これまでの市の新型コロナウイルス感染症対策における補正予算の財源に充ててまいります。なお、各事業への今後の執行見込みを踏まえて個別の充当額を調整してまいります。

続きまして、12ページをごらんください。下段、16県支出金がございますけれども、この表でございますけれども、下から2段目、011新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助金でございますけれども、こちらにつきましては、岐阜県が新型コロナウイルス感染症対策の臨時交付金を活用して、県内の市町村が実施する新型コロナウイルス関連事業に対して、補助率を2分の1でございますけれども、交付するものでございます。飛騨市では、飛騨市がんばれプレミアム電子地域通貨発行事業の財源として活用してまいります。

続きまして、13ページをごらんください。下段から2行目にありますけれども、001電源立地地域対策交付金でございますけれども、減額しておりますけれども、これは令和2年5月27日付の交付決定で交付額が確定したことに伴うものです。なお、各年度の交付金額でございますけれども、直近10年における発電量の平均をもとに算定されておまして、この交付金は消防署運営事業として現場出動職員の人件費に充当しておりますけれども、交付金の多寡にかかわらず、適正に執行してまいります。

次に20ページをごらんください。20ページの中段になりますけれども、17備品購入費、一般備品購入費でございますけれども、コロナと共生する社会を実現するために市民やまちづくり等の各種団体が、リモート会議やプレゼンテーション、YouTubeを活用した情報発信する際の貸し出し機材として、プロジェクターやYouTube等の撮影機材の整備費として、110万円を計上してございます。

その下、18負担金、補助及び交付金の059空き家流動化対策補助金でございますけれども、これは空き家等賃貸住宅改修補修補助金が、昨年度の実績が1件でございましたけれども、今年度は、すでに6件の要望を受けておまして、所要額750万円を計上するものでございます。

このほか、企画部の補正予算ではございませんけれども、指定管理制度を所管しておりますので、暖冬及び新型コロナウイルス感染症の影響による指定管理者の支援についてご説明させていただきます。

これは、全員協議会のほうでも説明させていただいたとおりでございますけれども、昨年、暖冬による雪不足と新型コロナウイルス感染症の拡大の影響などで、指定管理者の不可抗力にある施設利用客の急減や営業自粛等により、指定管理者の収入の減少や費用の増加が発生しておりますので、こうした状態を踏まえまして、合理性が認められる範囲で市が負担して、市の指定管理施設の安定経営の維持を図ってまいりたいというふうに考えております。このため雪不足のさっきの暖冬の関係でございますけれども、とくに飛騨北部地域に顕著に表れた固有の事象でございますので、これに起因して生じた損失につきましては、その地理的特殊性に鑑みて、全額を市で損失補填をして商工費とし

て、7施設、1,196万5,000円を計上しております。詳細につきましては、後ほど商工観光部より説明させていただきます。

また、新型コロナウイルス感染症に起因する経済的損失につきましては、これ国内はもとより全世界に共通する事項でございますので、国内事業者が等しく損失を甘受すべき事案であるということでございますので、これに起因して生じた損失額につきましては、2分の1以内の額を支援金として交付するため、商工費と教育費として、10施設、886万円を計上しております。これも後ほど商工観光部及び教育委員会のほうから説明させていただきます。

続いて、河合振興事務所の一般会計補正予算についてご説明いたします。21ページをごらんください。説明欄の上から3段目ですね、339真夏の夜のコンサート開催委託料でございますけれども、8月に予定していたコンサートが新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次年度に延期となりましたので、支出額分を除いて減額するものでございます。その下、18負担金、補助及び交付金のうち、812若手音楽家育成事業負担金につきましては、当初8月から令和3年3月に延期して開催することとして、感染拡大防止を図りながら、コンクールを図るため、コンクール及びコンサートの開場を文化交流センターの小ホールから大ホールに変更するとともに、練習会場を密にしないよう交流センターを全館利用とするために、施設利用料を増額するものでございます。

続きまして、宮川振興事務所の所管の一般会計補正予算についてご説明いたします。戻りますけれども、16ページをごらんください。16ページ、一番上の池ヶ原湿原保護協力金でございますけれども、こちらの新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりまして、例年は1年のうちで最も来場者が多い時期、ゴールデンウィークから5月末でございますけれども、こちらが湿原を閉鎖しましたので、来場者が大幅に減ということになりましたので、協力金の減額を行っております。

次に歳出でございますけれども、20ページをごらんください。20ページ説明欄下から4段目になりますけれども、08旅費、001費用弁償と10需要費、001消耗品費、002燃料費、それで21ページに移りますけれども、13使用料及び賃借料の001施設使用料、010自動車借上料、013道路通行料を減額しておりますけれども、こちらも新型コロナウイルスの感染症の影響で宮川町杉原地域の住民による東京へのPR活動や富山での鮎のPRイベントが中止となり、減額するものでございます。

21ページの最上段になりますけれども、034の講演等委託料でございますけれども、棚田と板倉の里の活性化事業で、里の音コンサートやワークショップなどの事業が中止になったことに伴う減額でございます。

その下、298湿原管理業務委託料につきましては、湿原関係で管理委託業務の変更に伴い減額するほか、仮設トイレの物品借上料の減額を行っております。

また、中段、18負担金、補助金及び交付金でございますけど、072地域イベント事業費でございますけれども、これは、Eボート大会の中止に伴う減額でございます。

続いて、神岡振興事務所所管の補正予算についてご説明いたします。16ページまで戻っていただきますけれども、歳入でございますけれども、017研究施設見学会参加負担金を減額しております。

続いて、歳出の関係でございますけど、20ページまで飛んでいただきまして、上から2段目ですけれども、003手数料の一部、あと007の傷害保険料、329研究施設一般公開事業委託料、010の自動車借上料の一部を減額しております。これも新型コロナウイルス感染症予防のために、スーパーカミオカンデとKAGRAの見学会を中止したための減額補正でございます。以降も同様にコロナ関連による中止でございますけれども、中段の796宇宙物理学国際会議等開催補助金は、開催を次年度に延期していただきましたので、来年度予算に計上している予定としております。21ページ、013使用料及び賃借料の010自動車借上料につきましては、子ども霞が関見学デーの中止に伴う減額、中ほどの057体験学習事業補助金は、夏セミナーの中止に伴う減額、その下の072地域イベント補助金は、GSAイベントや夏祭りの中止に伴う減額となっております。

以上で、企画部及び振興事務所の一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。先ほどもありましたが、指定管理の関係につきましては、後ほど商工観光部のほうでお願いをいたしたいと思っております。

質疑のほうはございませんか。

○委員（野村勝憲）

14ページですか、ふるさと納税の話でしたね。私はいろいろ実際回っていますと、ふるさと納税各自治体とも非常に好調のようですわ。それで飛騨市は今回7億円ということであれなんですけど、この7億円の主な使い道は、ベスト3、1位から2位、3位、大体現在予定されていること、どんな使い道をされるんでしょうか。

□地域振興課長（田中義也）

今のふるさと納税の使い道のほうにつきましては、主には10項目上げておりまして、その中で一番寄附の使い道が多いのが、地域振興、観光まちづくりに関する事業ということで、それがいちばん多ございます。この使い道につきましては、1月から12月に寄附のいただいたものを一旦基金に積みまして、翌年度の事業に充当する計画でありまして、今のところ1月から8月末現在ですけれども、今ほど言いました地域振興、観光まちづくりに関する事業のほうには、約2億円の寄附をいただいております。

次いで多いものにつきましては、福祉、子育て支援、生きづらさ、困難を抱える人たちの支援に関する事業ということで、同じく1月から8月末で6、100万円の寄附。

3番目に多いのが、教育文化芸術、環境保全に関する事業ということで、同じく8月末現在で5、400万円の寄附をいただいております。これらの寄附いただいた額から諸経費を引いた額を基金に積みまして、翌年度事業のほうに活用していきたいと考えております。以上です。

○委員（葛谷寛徳）

収入のコロナ対策地方交付税5億2,000万円ほどですが、これは国の2兆円の分の交付税のいわゆる飛騨市が5億2,000万円ということでもいいですか。まだくるようになってるんですか。

□企画部長（岡部浩司）

そのとおりでございます。国の2兆円の飛騨市への配分です。

○委員（葛谷寛徳）

これっきりということですね。

□企画部長（岡部浩司）

今のところ、そういう内示をただいておりますけれど、このあとまた補正があるかどうかというのは、ちょっとまたこれからの話ということになるかと思えます。

○委員（籠山恵美子）

ふるさと納税の基本的な飛騨市の考え方なんですけれども、寄附していただいたものの中の何割を返礼品として財源にしていますか。

□地域振興課長（田中義也）

返礼品に使える経費は国のほうで示された率のとおり、3割を基本としております。

○委員（籠山恵美子）

実際3割がいいのかどうかわかりませんが、国のほうでそういう通達をしたものですからね、きちんとそれ守ってやっていただけるのは、とりあえず安心ですけど。いろいろ物議醸しましたよね。地元のものでもないもの、楽天のいろんなカードや何やら大盤振る舞いして、返礼していっぱいとにかく寄附をもらったみたいなことがあって。それでも裁判で勝ってしまったんですよ、この自治体はね。何も国に強制されるものではないということですね。ですから、ふるさと納税の寄附金の使い方というのは、やっぱりその行政の良識や常識に委ねられるので、なかなか扱いが大変だなと思えますけれども、これからその使い道ですけど、今説明ありましたけれども、この中にはこどものころのクリニックの財源補填もあったと思いますが、この使い道の内容というのは、その都度その都度吟味されていくものなのですか。とりあえずこの方向で福祉教育、それから地域のまちづくりっていうラインで今後もやっていくということなんでしょうか。

△市長（都竹淳也）

基本的な考え方ですので、ご答弁申し上げたいと思います。まず、その最初の国の話ありましたが、飛騨市はとにかく、これは国の制度なので国のルールをしっかりと守る。そしてそれを守ることが制度を守ることになるという考え方で、岐阜県下でも3割の返戻率が示されたときに一番早く対応しました。それでルールを守りながらというかたちでやってきています。

その中でどう勝負するかということで、ここまで今、県下2位ですけど、非常に大きな金額を得られるところまで来たということです。今度は使い道の話なんですけど、返礼

品が3割、あと国のほうで手数料とか送料とかかかりますので、それ全部入れても5割を超えてはいけないということになっていきますから、それを極力少なくして実入りを増やすという努力をまずします。それでそうすると、大体50数パーセントが実入りになってくるわけですけども、これにつきまして、翌年度予算化するんですが、基本的にはその寄附された方は目的を示しておられますから、それに沿ったかたちで充当していく。それは、当初予算のときに全部全て明らかにして掲載して、皆さんの寄附された金額はどこにあてられたかというのは、明らかにするという方針でやっています。基本的にはその際に恒常財源にはできるだけあてないようにしたいというふうに思っています、ずっと必要とされる将来とも必要とされる財源は極力減らして、単発で終わるものとかその年に必要なものとか、あるいはその数年間で終わるものとかそういったものを優先的に充てていって、ふるさと納税を頼った財政運営を極力控えるというそういう方針であります。

ただもちろん今の飛騨市の感覚からすると当初予算3億円で組んでいますけれども、3億円つまり1億5,000万円くらい、正味の実入りですね、そのくらいはあるだろうという見込みですから、そのあたりは恒常的な財源に充てていくものもありますけれども、基本的にはその臨時財源といいますか、そういったものに充てるというのが方針です。

さらに先ほどこどものころクリニックの話、触れられましたけど、その他にも東大宇宙線研究所とかガッタンゴーとか入れていまして、これはこどものころクリニックもそうなんですが、項目をつくって寄附してくださいと、その当事者に呼びかけていただく、なもんですから、こどものころクリニックの先生が一生懸命いろんなところに講演に行ったりして呼びかけて、寄附していただく。それでもって運営をしていく。ガッタンゴーもそうなんですが、おいでになった方々に呼びかけて、それを充当していく。そうするとがんばって呼びかければ、呼びかけていただいただけ自分のとこに充てられる財源が増えていくという構造になりますから、いわば営業マンのようにしてこの枠を使っているという、こんなことをやっています、これもあんまりほかの自治体ではやってない取り組みで、目的を開放するということですね、そういったことによって寄附された方と使い道の道筋をしっかりと立てるようになるってこともやっています。そんなこともこれから目的も増やしていきたいと思っていますので、できるだけ寄附された方と目的が通じるようにしていきたいとそのようなことを考えております。

○委員（籠山恵美子）

別の質問ですけど、いいんですか。

●委員長（前川文博）

ほかの方、ございますか。

○委員（高原邦子）

さっきのところでもあったんですけど、延期と中止の違いはどういうところにあるんですか。

△市長（都竹淳也）

中止の場合は、もうあとやらないということなんですが、延期の場合は来年度同じようなものを開催するという事に整理しています。延期と中止は当事者の受け止め方が実は全く違いますので、やはり延期っていうと非常に希望を持ったかたちでコロナが収束すればまたできるんだって思いをもっといただけますが、中止にしますというともうあと予算がつかないんじゃないか、あるいはもうできないんじゃないかって思われるケースがありますから、そのへんはそういった心情にも配慮しながら、言葉を使い分けているということですが、基本的には延期の場合は、あとで必ずやるということを前提に、事業をとりあえずこの時点ではやらないという判断になるということです。

○委員（高原邦子）

先ほど消防のところで、女性団員が徳島かどっか行くのは延期、そして操法大会は中止っていうふうになっていたんですね。操法大会って来年も毎年あるものなのに中止でどういふものかなと思ったんですけど、その延期っていても年内にコンサートですか、やるんですかね、3月とかに。そういったものもこうやって減額してしまわなきゃならないのか、そのへんはどう考えなんでしょうか。

□河合振興事務所長（野村久徳）

この音楽プロジェクトなんですが、コンクールとそれから昨年度の受賞コンサート、これが一番の若手の音楽家の育成という位置づけです。それから委託のほうの減額でありました毎年やっております「真夏の夜のコンサート」とくに今年度は河合村時代から20周年ということでやっていました。それで、コロナが非常に厳しい、ちょうど8月だったということで、20周年のコンサートは来年度に予算の議決をいただいてやる方向で考えるということですが、若手育成のほうは市長も申し上げたとおり、希望をもっていたきたいということで、何とか3月にできないかということで、昨年度の受賞者のコンサートとそれからコンクールにつきましては、3月に何とかやりたいということで、実行委員会のほうとも今協議をして進めております。

○委員（高原邦子）

別っていう考え方を持っていらっしゃるということですね。真夏のコンサートが減額し、また若手育成のためのものはっていうことですか。3月っていうこと。

□河合振興事務所長（野村久徳）

真夏の夜のコンサートは来年度ということになりますし、コンクールと昨年度の受賞者のコンサート、リサイタルですね、これは3月に延期ということで整理をしております。なので、若手の育成事業費のほうは、会場を大きくする関係で、今回は増額になっております。

○委員（籠山恵美子）

今高原委員の言ったこととちょっと関連するんですけど、今やはり前の補正からこの間の補正でも、ずいぶん委託事業や補助事業が中止になり、なくなって減額されていますよね。コロナの特別な事情でしょうから、1年、2年その補助事業が途切れてしまっ

ても、例えば、3年間、このイベントが民間団体の補助事業でイベントができないにしても、一からやり直しよ、一から手続きのし直しよ、なんていう野暮なことは言わないと思いますけど、コロナの特殊な事情ですからね。それにしても、この再開するにあたって、誰が発令するのかっていうことは、とつても気になるんですよね。県が何とか言わないと、飛騨市もそれに従ってイベントも始めていいですよっていうふうに市民にアピールしないのか。あるいは、こういう飛騨市なりの感染者がいないこのまちでやれることは、市長の判断でやりましょうと。この補正で今、中止になって減額したイベントいろいろありますけど、来年4月からですかね、雪が溶けた早々から、時期がずれてでもその再開したいのであれば認めますよ、というそういうことになるのか、このあたりがどうなっていくのかなという感じがして、どんどん人の気持ちが萎えてしまうと、次に着手するまでにものすごいエネルギーがいるわけですよね。だからそういうところの判断をこれからどうしていくのかなっていうのが、とても気になるんですけれども、いかがでしょうか。

△市長（都竹淳也）

飛騨市の基本的なスタンスとして、できるだけこれまでもですね、もう何とかやれる方向を模索するっていうスタンスは、もう変わらないうちやってきました。できるだけ安全をとってやらないほうへということではなくて、何とか感染対策を施してできるようにがんばるという方向で、基本的にとくに主催行事、あるいは市が中心になる行事については、そのように進めてきましたけれども、その中でやっぱりやむを得ず、感染状況を見て諦めた。先ほどの真夏の夜のコンサートもそうですし、宮川の声優塾の関係のイベントなんかもそうでしたし、鮎の関係のものなんかもそういうものがあります。たしかにただやっぱり結局できなくて、しかも季節性があってこのあと年度内にはできないものが多いですね、例えば、鮎なんか明らかにそうですし、できないものがある。そうすると来年度やろうよということで今は希望をつないでいってこういうことですね。ただその民間のもので、もちろんこれは助成とか補助ですから、やらないといわれれば申請が上がってこないのかということかたちになるんですが、民間と一緒にやっているようなものの中にはあります。かなり民間のウエイトが高いもの。こうしたものについてはやっぱり希望をできるだけ維持してもらおうということが非常に大事なことで、そういう気持ちでおられますけど。ただこれは、市が号令をかけてとめているわけではなくて、結局ギリギリまでかんばったけれど、皆さんに話し合ってもらって、やっぱりこれは無理だなとやめているものは、ほぼほぼ全てとっていいと思います。なので、市がどっかで解除すると一斉にできますよということでもないし、県あるいは国が何かを言って元に戻ると、そういうことでもない、むしろ皆さんがやっぱりこの現在の状況を見てなんともならないということで止めておられるということですから、そのうえで何とか来年は回復したらやりましょうよということ、これからの予算編成とかの計画の中で、そういうスタンスを持つということが、まず基本だと思いますから、これまでの市の基本的

なスタンスを踏まえながらできるだけ皆さんにがんばろうって気持ちを持ってもらえるように、ここからの予算編成の中でも考えていきたいというふうに思います。

●委員長（前川文博）

ほか、よろしいですか。

□宮川振興事務所長（田ノ下嘉明）

企画部長より地域振興費関係は、先ほど説明ありましたけれども、宮川と神岡にございます防災費の関係についてちょっと追加で説明をさせていただきます。

21ページの防災費になります。

宮川分につきましては、打保防災庫の関係でございます。打保防災庫は、市が防災体制をとったときに、坂下地区で職員を配置する施設となっておりますが、インターネット設備、テレビ回線、また市の業務用回線が引かれていない配置された職員が情報の入手、地域への発信ができないという状況でございます。このような状況に鑑みまして、テレビ回線を打保防災庫まで延長するとともに情報端末を設置して、情報の入手、地域への提供、対策本部への連絡ができるようにするための補正でございます。

11 役務費の001通信運搬費と003手数料は、今言いました電話関係でございます。電話代と電話の引き込み手数料でございます。

13の006情報施設使用料、012テレビ受信料、18節のケーブルテレビ加入金につきましては、テレビ関係でございます。ケーブルテレビの使用料、NHKのテレビ受信料、市のケーブルテレビ加入金でございます。

17一般備品購入費につきましては、パソコン、テレビ、ホワイトボード、電話複合機、Wi-Fiルーター、アンテナを購入するものでございます。全て災害発生時の初動に必要な機材費となっております。

□神岡振興事務所長（森田雄一郎）

続きまして、神岡振興事務所の部分をご説明させていただきます。

同じく21ページの防災費でございます。10需要費、006修繕料、14節施設改修工事、17節一般備品購入費、この3つでございます。神岡におきましては、ご存じかもしれませんが、今まで防災室というものを一番北側ですかね、比較的ちょっと小さめの部屋をそれにあてておりましたけれども、この間の7月の豪雨のときも経験いたしました。やはり防災拠点というのは、しっかりしたスペースを確保したうえで対応することが必要だということで、ちょうど隣でおととしまで総務係が執務しておりましたスペースが空いておりますので、そこにいろいろな配線ですとかを持ってくるといったようなことをさせていただきたいと思っておりますし、また2-2という会議室がございますけれども、そこに消防の無線用のアンテナを引き込みたいということで、屋上にそれ専用のアンテナを設置いたしまして2階まで設置をします。何をしたいかという、神岡消防署が洪水のときにおきましては、ハザードマップ上では、1メートルから2メートル浸水する危険性があるところになっておりますので、有事の際には神岡振興事務所に必要な物品とか車両とかそういったものを移動させて、消防活動と

どうか救急活動にあたっていただくといったことに対応するための補正予算でございます。以上です。よろしくお願いします。

●委員長（前川文博）

今、振興事務所の説明がありましたが、この件につきまして質疑はいかがでしょうか。

○委員（高原邦子）

今、説明を受けたところではないんですけど、振興事務所長さんが皆さんいらっしゃっているので、お伺いしたいなと思っっていることがあります。一般質問でも、例えば、宮川の件に関しても、いろんな地元の人たちが草刈りとかいろんなことを、今まではできたことができないと、そういったことを何とかしてくださいとかという声もあがっていました。宮川、河合のほうは、ちょっとどのくらい地域振興費が使われ、やってらっしゃるか、執行率がどのくらいか、ちょっとわからないんですけど、神岡に関していうと、本当に一生懸命職員さんも地域の要望とかそういったものに応えて下さっていて、地域振興費が本当に足りないような状況です。

そういったことで、こういった減額がある中で、これはの市長に聞いたほうがいいのかもかもしれませんけど、地域振興費がこういったイレギュラーな年はもしかしてもう少しあったらいいっていうような声があがっているところに、また補正をかけるというわけには地域振興費っていうものはいかないのか。当初でやっぱりそれぞれの地域で一応こういうふうにしたものであって、宮川にまた新たにその補正で地域振興費としてだすとか、河合にだすとか古川にだすとか神岡にだすとかそういった捉え方は地域振興費というのとはとられていないのか。

各振興事務所の所長さんたち困ってらっしゃることとか、メンバーが少ないってことでもあると思うんですけど、いろんな悩みあると思うんですけど、やっぱり予算で足りない点はないのか、そのへんのことをちょっと合わせて聞かせていただけたらと思います。

△市長（都竹淳也）

年度途中で必要が出てきたときには、補正予算で計上していくという方針ですから、地域振興費でももちろん必要があれば、地域振興費ってことになりますけども、個別の予算での対応っていうのは基本になります。月に1回、振興事務所長会議、部長会議に合わせてやっているんですが、これで毎月、結構時間かけて各3事務所のですね、いろんな課題とか今の問題とかヒアリングといいますか、聞いていまして、その中で決めていくものも実際にありますので、必要があれば補正予算で対応していくとそういう方針であります。

●委員長（前川文博）

ほか、よろしいですか。

○委員（水上雅廣）

今ほど高原委員さん、恐らく私の一般質問に触れられてお話をされたんだと思いますけど、必ずしもそういうふうには振興費で何かかんかということで、一般質問したわけじゃないんです。地域でやれることは、ぜひ地域でやりながら、そのうえで公的にお願いしな

らんことしていかならんっていう主旨でありました。そういったことの中で、単発でできるものであれば振興費どうにかお願いしたいという部分はあります。それは予算の範囲内でしっかり決めていただけたらと思うので、そういう意味でお願いをしたいと思えますし、そうじゃなくてやっぱ長いスパンで考えていただけるものは、そういうふうにはぜひ行っていただきたいと思えます。そういう考えなのですが、いかがでしょうか。改めて。

△市長（都竹淳也）

振興費は、結構機動性を重視した予算ですから、その都度必要なものは柔軟に振興費で対応しているということですし、今おっしゃるように振興費で対応ができないもの、性格的にきちんと予算で計上したほうが良いと思われるもの、それから長い間かかるもの、こういったものについては、当然補正予算なり当初予算で計上していく、これが基本だということをごさいます。

○委員（籠山恵美子）

関連ですいません。ちょっと確認させていただきたいんですが、この地域振興費っていうのも合併してから多少変遷があったと思えます。あるときには、とにかくそれぞれ振興事務所へ1億円自由に使いなさいという予算を立てて、いわゆる地域自治区のようなやり方ですね。そこにきちんと予算をあてがって自由にやり直せる、つまり振興事務所長の決裁である程度やれるっていうことですかね。そういう時代もありましたし、今はそれから前の市政では、それでは良くないって言って、一本化してやっぱり本庁決裁で変わってきたと思うんです。今の飛騨市は、振興事務所長の決裁でいろいろやることってどの程度のことがあるんでしょうか。今市長おっしゃいましたけど、ちゃんと予算化したもの、本予算で予算化したものと地域にあるって言うんですけど、どの程度というラインが引かれているのか、ちょっと今の飛騨市がどんなふうになっているのか、教えてください。

□神岡振興事務所長（森田雄一郎）

例えば、神岡振興事務所におきまして、どのようにやっているかというのをご紹介したいと思いますけれども、今ほどでました振興費のハード整備の部分と金額的にはわずかでございますが、ソフト部分の予算もつけていただいておりますので、それらにつきましては基本的に振興事務所長決裁で、中には、どうしても本庁と相談しながらというものも、ものとしてはあるかもしれませんが、そういう取り扱いにしておりますし、ちなみに昨年度から神岡振興事務所におきましては、旧神岡鉄道の活用の部分ですとか、あと宇宙物理学関係とかですね、そういった事業は、こちらで主務として取り扱わせていただいておりますので、こちらで専決できる部分は、決裁しているところでございます。

○委員（籠山恵美子）

そうしましたら、すでに既定の事業として順調に進んでいるもの、それに対する補修、いろんなそういう細かいことも含めてですけれども、柔軟に運営していくためのものが

大体所長決裁で進めることができるってことですか。もちろん新しい地域で新しいことをやろうと思ったときは、もちろん本庁と相談しながら予算化できるかどうかも含めてやるんでしょうけれども。例えば、河合で道路に陥没するような穴が開いていました。電話をします。「このひどい穴なので市道を直してもらえますか」というときに、本庁決裁のときには本庁に伺いを立てないと、修理の手当てができなかった。けれども、それぞれ振興事務所にそれなりの予算をあてがって、地域自主のようにある程度地域のことをやりなさいっていうときには、「わかりました」って言ってすぐにやってくれたというその違い、そういうみたいなものが、今どうなっているのかなと思うんですよね。

□副市長（湯之下明宏）

基本的に振興事務所、1つの部と見立てて、所長は部長、次長が課長ということで、飛騨市の決裁規程で部長専決事項、課長専決事項ありますね。これ工事請負額がいくらという金額で決まっているんです。それぞれの金額次第で、今言われたようなことについては、部長、所長専決なのか次長専決なのかということをやっていると。基本的にそういう進め方をしているということです。

△市長（都竹淳也）

ちょっと補足させていただきますと、全く今のおりなんです。あと、いろんなソフト事業なんか先ほど森田所長から話ありましたけど、地域振興系の事業、ここ数年前までは全部本庁でやっていたものですから、例えば、神岡のまちづくり事業にしても、ガッタンゴーの事業にしても、宇宙物理学関係についても、全部本庁だったものですから、職員は1回1回来なくてはいけない、地元でみんなと相談しても1回1回こっちは来なければいけないという状況でしたから、できるだけかたちになったものは、振興事務所でやっていってもらおうようにという流れにしています。

議会答弁も全部かつては企画部でまとめてやっていたんですが、こうやって本会議の一般質問でも、極力振興事務所長に出てもらってやろうっていうのは、そういう流れになります。ただできるだけ私自身としては旧役場のように各振興事務所がなってほしいという思いを持っているんですが、人数のですね、職員の限界っていうのがあるものですから、どうしてもその数で全部こなせないというところの悩みを抱えながら、その本庁との分け合いをどうするかっていうことについて悩みながらやっているんですが、基本的な思いとしてはそんな思いを持っているということで、ご理解いただければと思います。

●委員長（前川文博）

以上で、終わっていいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それではないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。再開を11時40分といたします。

（ 休憩 午前11時33分 再開 午前11時40分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

議題に入ります前に、昨日開かれました総務常任委員会において、質問に対する答弁の誤りがありましたので、訂正したいと市民福祉部長より発言の申し出ありますので、これを許可いたします。

□市民福祉部長（藤井弘史）

昨日、総務常任委員会で議案第105号、飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご審議いただきましたが、答弁内容に誤りがございましたので、訂正してお詫びしたいと思います。

籠山議員さんのほうより、マイナンバーにかかります通知カード、これが廃止になると確定申告のときとかにどうなるのかというお話がございました。その際に通知カードにつきましては、確定申告では使えなくなりますという答弁をさせていただきましたが、誤りでございまして、これはそのまま使うことができます。ただし、記載内容に変更があれば使用できなくなりますが、従前どおりマイナンバーを証明するものとして、当然、運転免許証、身分証明書がそれでは成り立ちませんので、もう1点必要ですけども、あわせて今までどおりご使用いただけるということで、答弁を修正させていただきたいと思っております。申しわけございません。

あと合わせまして、この通知カードが令和2年5月25日で廃止になりましたけれども、それに代わるものということでございませませんが、個人番号通知書というものが今度は交付されます。ただし、通知カードとは違いまして、これはあくまでもその個人さんにマイナンバーを知らせるための通知となりまして、通知カードのようにマイナンバーを証明するというものではございませんので、マイナンバーを証明する書類としては不可ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。申しわけございませんでした。

◆議案第106号 令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）

【市民福祉部所管】

●委員長（前川文博）

それでは審査に入ります。

議案第106号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）の市民福祉部所管の歳入歳出予算を議題といたします。

説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、市民福祉部所管の補正予算について説明をさせていただきます。歳出のほうから説明させていただきます。22ページをお開きください。22ページの下段でございます。総務費の戸籍住民基本台帳費、一番最下段でございます。電算システム開発委託料でございます。こちらにつきましては、国外に滞在する日本人の増加によりまして、国外転出者のマイナンバー利用対応に伴うシステム開発でございます。全額、国庫補助金10分の10ということで充当される予定でございます。

戻りまして、11ページをお開きください。11ページの上段でございます。総務費の社会保障税番号制度システム整備補助金、こちらのほうに今ほどご説明申し上げました232万7,000円分の10分の10が入っております。こちらの歳入の今回の補正は、875万1,000円になってございますが、こちらのほうには当初予算ですね、まず1つ目です。戸籍法改正による戸籍情報システムの改修、149万6,000円と、2つ目です。デジタル手続法に向けた戸籍附票システムの改修、492万8,000円、合わせて642万4,000円でございます。当初予算編成時には、不明でありましたために一般財源でみておりましたが、今回、国庫補助金、全額充当できるということになりましたものですから、あわせて10分の10ということで、今回875万1,000円、計上させていただいております。よろしく願いいたします。

歳出戻ります。23ページをお願いいたします。民生費、社会福祉総務費でございます。中ほど、委託料の介護職員初任者研修実施委託料の減額でございますが、コロナウイルスの関連によりまして、初任者研修を予定しておりましたが、入門的研修に変更したための減額でございます。こちらにつきましても、県補助金が2分の1充当されております。

その減額分を歳入のほう、12ページでございますけれども、12ページの一番下段、県補助金でございます。介護人材確保対策事業補助金、63万2,000円の減額でございます。こちらのほう2分の1を減額させていただいているということでございます。

戻りまして23ページ、18節、障がい者支援事業所立地促進補助金でございます。こちらのほうは、就労継続支援型事業者、市内の事業所でございますけれども、新たな作業請負が発生をしたために、作業スペースとして中古コンテナを購入したい、あるいはそれにあわせて女子更衣室を整備したい、足の不自由な方に対しましてトイレを改修したいという申し出がございましたので、補助金を計上しているところでございます。それからその下段、19節、住宅確保給付金でございます。こちらのほう、現在、支給実績といたしましては、5名の方に支給実績がございますけれども、延長の申請が出てきております。延長それから再延長、これ最大9カ月まで可能なわけでございますけれども、その分を今回計上させていただいております。国の補助金が、4分の3、充当さ

れます。それから23ページの最下段、国民健康保険特別会計繰出金（事業勘定）でございますが、人件費調整の関係で繰出金の減額をしております。

24ページをお願いいたします。老人福祉費、買い物弱者対策支援事業補助金でございます。こちらのほうは、事業者さんより車両更新をしたいということで、3分の2ですね、上限が200万円でございます、その補助金を計上させていただくものでございます。県補助金のほうも2分の1充当されるというものでございます。

それから、06福祉医療費、過年度県支出金精算金につきましては、過年度精算でございます。それから児童福祉費、18子どもの遊び場設置促進事業補助金でございますが、今回17区の区長さんから要望がございました。若宮子ども広場でブランコ、1基とすべり台を1基を更新したいということで、補助率がこれ2分の1、市単補助金でございますけれども、限度額いっぱいというかたちでの計上をさせていただいているところでございます。

25ページをお願いいたします。最下段、18節、保育所施設運営補助金でございます。こちらのほう、新型コロナウイルス感染対策ということで、私立の保育園3園分の計上でございます。県補助金が、10分の10、充当されるというものでございます。

続きまして、03障がい児通所支援費、消耗品費の14万円、それから備品購入費の一般備品購入費でございます。こちらのほうは、古川のやまびこ教室、それから神岡のことばの教室のコロナ感染症予防対策ということで、備品につきましては、ホワイトボード付きパーテーションを購入したいということで、こちらのほうも県補助金、10分の10、充当される予定でございます。22節の国庫支出金精算金、県支出金精算金でございます。こちらにつきましては、障がい児通所支援の給付に伴う過年度分の精算金でございます。

26ページをお願いいたします。17節の一般備品購入費でございます。こちらのほうは、各子育て支援センターに空気清浄機を7台と、神岡子育て支援センターの網戸設置を4カ所分ということで、こちらのほうも10分の10の国の補助金でございます、子ども子育て支援交付金ということで計上させていただいております。それから中段です。生活保護費の過年度国庫支出金の精算金で、663万1,000円を計上させていただいております。

27ページをお願いいたします。03生活習慣病対策費につきましては、減塩チャレンジプロジェクトの減塩フォーラムの関係でございますけれども、こちらのほうも新型コロナウイルス感染症対策の関係で、2回予定をしておりましたが、1回ということで変更させていただくことに伴う減額でございます。

それから最下段でございます。保健センター管理費でございます。維持修繕工事ということで、こちらのほうは河合町の保健福祉センター、給湯設備のシンクの部品交換取替ということで、給湯設備2台あるんですけども、現在1台で稼働しております1台壊れているということで、冬季に向けて取り替えの修繕をしたいということでの計上でございます。

歳入のほうに戻っていただきまして、10ページをお願いいたします。10ページの最下段、民生費の国庫負担金でございます。生活困窮者支援制度事業負担金でございます。こちらのほうは、国の制度改正による移行でございます、11ページの国庫補助金の生活保護費補助金001でございますけども、こちらのほうを減額して、こちらのほうに移し替えということでございます。45万円分だけ数字が増えておるわけでございますけど、こちら先ほどご説明しましたコロナ関係の住宅確保給付金の国庫負担金の分、45万円がプラスされているというところでございます。

13ページをお願いいたします。13ページ、最上段でございます。県補助金の障がい児通所支援事業所継続支援事業補助金でございます。こちらのほうは、岐阜県が非常事態宣言を発令したことによりまして、休業要請をされました。障がい児童通所支援事業、いわゆる児童発達支援と子どもデイサービスの関係でございますけれども、こちらの事業所の収入減少を補償する県の補助金でございます。利用者負担分のことも含めて計上されておりました、反面ですね、通常の負担金、10ページの一番最下段、児童通所支援給付費負担金、本来の給付費がこの分4月11日から5月15日の分でございますが、入ってきませんもんですから、こちらのほうで所要分を減額、合わせて12ページの児童福祉費負担金の児童通所支援給付費負担金、こちらのほう国が2分の1、県が4分の1分をそれぞれ減額をさせていただいているところでございます。説明は、以上です。

●委員長（前川文博）

説明のほうが終わりましたが、間もなく12時になりますので、質疑のほうは休憩後、午後からとさせていただきますと思います。

◆休憩

●委員長（前川文博）

それでは、暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時53分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

午前中、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（住田清美）

きのうからマイナンバーにつきましては、いろいろ質問させていただいたり、先どもマイナンバーカードのことあったんですが、今は資料とか見ますと、飛騨市のまだ交付率が14.2パーセントほどの交付率なんですけど、今マイナンバーのマイナポイント

というのが、大々的に宣伝してみえると思うんですけど、このおかげで直近の交付の状況というのは、目に見えて増えておりますか、どうでしょうか。

□市民保健課長（花岡知己）

今年度、実はマイナンバーカード更新の年度でもありまして、今年度はたしかに多いんですけども、その多い中でそのマイナポイントに関して、市民の方が積極的にマイナンバーカード取得しているのが、どれくらいかっていうのは、ちょっと掴めてはいないんですが、たしかに全体としては増えております。

それで、マイナポイントの登録、マイナポイントを取得するために手続きがいるんですけど、そういった方が自分でできる方は、自分でやってみえるんですけど、なかなかそういうことが苦手な方とかにつきましては、総務課のほうでそういったその手続きの助言といいますか、そういったことをやっております。そちらのほうで、そういった方の受付は把握しているようでして、数字はちょっと今私のほうにないものですから、ちょっと申し上げられないんですけども。

□市民福祉部長（藤井弘史）

ちょっと補足をさせていただきます。今ほどのマイナポイントによる交付という理由と申しますか、その内訳は分からないんですけども、単純に交付件数につきましては、平成30年からちょっと申し上げますと、平成30年が201件、それから令和元年度が648件、今年度7月末現在までで541件になっております。

○委員（住田清美）

総務課のほうで対応してくださるということならいいんですが、先だって、ちょっと窓口のへんで「マイナポイント欲しいんですけど、マイナンバーカードが」というご年配の方がいらっしゃったので、そのへんの説明を戸籍の窓口でしてくださるのか、それは大変やろうなと思いましたので、そのように役割分担などして、市民の方に利便性がしっかり保たれているのならそれでいいのかなと今、理解をいたしました。

○委員（野村勝憲）

午前中、企画部でふるさと納税の話が出まして、それで主に「どんなところに」ということで質問したんですよ。そしたら約6,000万円弱だと思いますけども、市民福祉のほうということでしたが、市民福祉部のほうで、その内訳といいますか、どのようなところに使われているんでしょうかね。あるいはこれから使われるのでしょうかね。

△市長（都竹淳也）

これは財源充当なので、当初予算に全部ですね、先ほどちょっと申し上げたんですが、内訳を掲載して、その該当の部分はどこに充てるということで掲載しています。1月から12月分を当初予算で計上しますので、当初予算の段階で充当先を明らかにするということでございます。

○委員（野村勝憲）

そうしますと、まだ明らかにならないということですかね。

△市長（都竹淳也）

令和2年度分はもう当初で計上していますけれど、令和3年度の予算のときに、今入ってきている分は、また充てるということですね。ただ方針は、先ほど申し上げたようなかたちで、なるべく単発で終わるものというところとあれですけども、そういうものを中心に充てていくということですが、福祉の部分、あるいは生きづらさを抱える方々の分は、結構、金額なんか大きいものですから、充当する事業はかなり増えてくるっていうのは、例年の傾向です。

○委員（野村勝憲）

上畑財政課長、なんか今、手を挙げられたんですけども、なんか具体的に返答されるんじゃないですかね。

□財政課長（上畑浩司）

ただいまのご質問の中で、令和2年度、当初予算におきまして、充当している事業で、福祉部門で言いますと、福祉関係で3,677万4,000円、こどものころクリニックに3,228万2,000円、生きづらさを抱える方にということで3,602万1,000円を当初予算で充当しておりますので、お願いいたします。

○委員（野村勝憲）

その話を聞きたかったんですわ。こどものころクリニック3,228万円、入っていますので、それをちょっと確認したかっただけです。

○委員（徳島純次）

予算編成検討内容の16ページに、児童扶養手当等給付費というのがありますが、ここに今年度、3月末で145件、去年の3月末で152件と資格者数が書いてございますが、今、コロナ関係で所得制限を受けていて、子ども1人の母子家庭がコロナの関係で例えば、5月に失職しましたという場合に、この児童扶養手当と給付金は受けられますか。いつから支給されるか伺いたいんですけど。

●委員長（前川文博）

今村課長、指名してください。

□子育て応援課長（今村安志）

仲島補佐お願いいたします。

□子育て応援課子育て政策係課長補佐（仲島孝子）

児童扶養手当受給者の方で、全額支給停止になっていらっしゃる方が、コロナウイルスの影響で失職したり、収入が減少した場合には、令和2年2月以降の月額で、一番最小であった給与をもって年額を計算いたしまして、その年額が児童扶養手当を現在受け取っていらっしゃる方の水準と同水準になれば、受けることができます。

5月につきましては、そちらの申請の相談は2件ありました。添付書類がいくつかございまして、そちらの添付書類をお出しいただくようお願いしてございまして、現在受付はゼロ件でございます。

○委員（小笠原美保子）

子どもの遊び場設置促進事業補助金で、この遊び場というのは、決まっているんですか。どこまでとか、どういうとことかって、対象になる遊び場がどんなところですか。

□子育て応援課長（今村安志）

今回補正であげさせていただいておりますのは、先ほど部長言いましたとおり、古川町の17区の公園というところで、ブランコ、すべり台というところで、させていただいておりますが、飛騨市子どもの遊び場設置促進に関する要綱というところが設けられておまして、そちらの要項の中では、遊び場敷地購入及び造成事業、また遊び場改修事業、今回該当になります遊び場設置事業整備事業、その他というところで、今回、該当となっておりますのは、遊び場の設置整備事業というところで、2万円以上の遊具の整備というところが対象になっておりますのでお願いいたします。

●委員長（前川文博）

ほか、ありますか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それでは、ほかにないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第111号 令和2年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第6号）

【市民福祉部所管】

●委員長（前川文博）

次に、議案第111号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第6号）の市民福祉部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、議案第111号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第6号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出予算の補正のみというかたちでございます。財源につきましては、予備費を使わせていただいておりますのでございます。

それでは、個表のほうでご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、感染者の発生した介護施設等の事業継続支援というほうからご説明をさせていただきます。今回、補正予算計上額としては、補助金で100万円計上させていただいております。こちらにつきましては、一般質問のほうでもお話がございましたので、お答えさせていただいておりますが、いわゆる市内の介護施設において、新型コロナウイルス感染者の発生で、関係職員が濃厚接触者として自宅待機等になった場合、介護サービスの維持が困難なことが予想されるものですから、介護事業所同士による職員派遣の仕組みを構築するとともに、こうした取り組みを行う介護事業所を支援する補助制度を新たに創設したいということで、思っているところでございます。

まず、1つ目といたしましては、職員派遣制度の創設でございます。そこにイメージの表がございますので、こんなかたちでいくというのは、大体おわかりいただけるかなと思います。補助制度につきましては、1つ目です。派遣可能な職員を市に事前登録する法人に対しまして、1名につきまして3万円を給付したいということで、上限15万円。こちらにつきましては、現在4事業所が、内々の合意を得ているものですから、もう1事業所、予備ということで入れまして、5事業所×3名×3万円ということで、45万円みております。それから実際に派遣した場合で、派遣職員へ1日、3,000円、それから派遣職員の法人へ10万円ということで、それぞれ給付するというので、こちらのほうは、2事業所を想定しております。まず、職員派遣のほうでございますけれども、2名×3,000円×28日×2事業所ということで、33万6,000円、それから法人のほうにつきましては、2事業所で10万円で計20万円で合わせまして、こちらのほうで、計100万円をみているところでございます。

それから、もう1点、下段のほうでございますが、職員の宿泊施設提供支援ということでございます。補助制度のところをごらんいただきますと、介護施設職員につきましては、県が全額支援するというのでございますが、不足分がもし出た場合、こちらのほうが、市が支援をするというような取り組みをしていきたいと思っておりますし、医療施設職員のほうは、県のほうの支援がないものですから、市が独自に支援をするということで、こちらのほうにつきましても、予算計上は、ございません。既存予算、医療介護福祉人材確保対策補助金ですね、こちら当初予算で1,000万円もっておりまして、もし発生すれば、その中で運用していきたいなということを思っておりまして、今回は実際には予算計上はしていないところでございます。

続きまして、インフルエンザ予防接種費用助成の拡大ということで、総額で2,507万4,000円を補正計上させていただいております。こちらのほうも一般質問でお話しをさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症と、これからの季節性インフルエンザの同時流行前に、重症化しやすい高齢者や基礎疾患のある方、医療機関及び介護事業者の職員さんへ予防接種費用助成を大幅に拡大しまして、症状の類似したインフルエンザの発症をできる限り減らして、市民の不安の解消と医療現場の混乱を回避したいという思いから創設したものでございます。

制度の概要といたしまして、まず1つ目です。高齢者の方の定期インフルエンザ予防接種費用の助成額の拡大ということで、これまでは、自己負担額1人当たり、1,630円をいただいておりますが、こちらを市が全額助成をしたいということで無償ということでございます。こちらにつきましては、7,000人の方を見込んでおりまして、委託料として、1,713万9,000円を計上させていただいているところでございます。

それから2つ目は、任意インフルエンザ予防接種費用の助成対象者の拡大ということでございます。

まず、1つ目といたしまして、飛騨市に住民登録があり、予防接種を希望される方で基礎疾患を有し、主治医が予防接種を必要と認めた方ということで、こちらのほうは、2,300人見込んでおりまして、506万円。それから2つ目といたしましては、飛騨市内の医療機関及び介護事業者の職員さんということで、1,200人を見込んでおります。助成額につきましては、いずれも1人、1回当たりということで、2,200円を市のほうが助成したいということで思っております。

対象機関につきましては、飛騨市及び高山市内の医療機関ということでございますし、期間につきましては、令和2年10月1日から令和3年1月31日までということで、今年度に限った時限措置ということで思っているところでございます。

財源につきましては、今回、予備費を全額使わせていただきたいということを思っております。説明は以上です。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

今のインフルエンザの接種のことでお聞きしたいんですが、期間が令和3年1月31日とありますが、この1月31日に切った理由は何かあるのでしょうか。何かインフルエンザは2月も流行しそうな気がするんですが、この1月31日の根拠をお願いします。

□市民保健課健康推進係課長補佐兼主任保健師（清水弘子）

インフルエンザの流行は、例年やはり12月ぐらいを12月、1月というところが、ピークになるんですけれども、予防接種については、多くの自治体が10月から12月末というふうで接種をしています。

飛騨の場合、ずれ込んで2月、3月というところのインフルエンザの流行がありますので、1月31日までというふうに、1月伸ばしている状態です。

○委員（上ヶ吹豊孝）

そうすると、予防接種してから、たしか効くのが2週間後とかなんかあったと思うんですが、それを見越して、1月末までに打てば2月の流行も抑えられるということで、1月末ということでしょうか。

□市民保健課健康推進係課長補佐兼主任保健師（清水弘子）

抗体の上がるのが2週間から4週間、抗体価としては大体3月から5か月保たれるということになりますので、1月に接種したら4月、5月というところまで、10月に接種したら1月、2月というところまでというふうな感じです。

○委員（水上雅廣）

基本的なことを教えてください。

インフルエンザの関係ですけど、基礎疾患のある方っていう標記なんですけど、これって例えば、何かしらの病気でお薬をもらってれば、基礎疾患があるというふうに認められるのか、また主治医が判断したときっていうけど、どういうふうにインフルエンザの接種をするときに、どういうかたちで示せばいいのかを教えてください。

□市民保健課健康推進係課長補佐兼主任保健師（清水弘子）

基礎疾患につきましては、たしかに高血圧であるとか糖尿病であるとか呼吸器疾患であるとか重症化のリスクのある疾患というはあるんですが、その方の病気の程度がどうかというのとか、喫煙歴があるとかいろんなことを加味して、判断することになります。基礎疾患のある方というのは、当然主治医にかかって、その病気を診てもらっていますので、主治医の判断で本人が希望されればというところでの接種になります。

○委員（水上雅廣）

例えば、私が何かしらの薬を飲んでいて、自分には基礎疾患、ここにはまるんだなあと思いつつながら、診療所行って、「先生、僕打ちたいんですけど」と言ったとき、その私が基礎疾患があるということを証明するにはどうすればいいんですか。

□市民保健課健康推進係課長補佐兼主任保健師（清水弘子）

予診票のほうに今治療中の病名というのを書くところがあります。先生の指示のもと、基礎疾患であるというふうで接種される場合には、そこに記載がされますので、私たちのほうはそれをもって判断をしています。

○委員（澤史朗）

介護施設の件でお聞きしますが、現在は4事業所で、4社会福祉法人で内諾を得て動いているかと思うんですが、先ほども、1つ予備として予算繰りをしていと言われましたけれども、そのどこか想定している事業所っていうのはあるんでしょうか。現段階で。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

まだ今、合意を得ていたり、共有をしていたりというところはないんですが、当然ながら今後そういう体制をみる中で、うちも今回の仕組みは自分のところが応援を出せるっていうところで組ませていただいている部分もありますので、うちのほうも出せるよということであれば市の仕組みの中に入っていたらいいというふうに思っております。

○委員（澤史朗）

そうすると、自分のところでその派遣職員が出せるというところが、この登録業者になるというお話なんですけれども、今この4法人以外で万が一、感染者が発生したような場合は、そこはもう完全クローズで応援もいけないし、いかないしという状態になるということでしょうか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

先の一般質問の答弁の中でもございましたが、今、実は岐阜県のほうが8月18日に県の仕組みの中での応援体制を発表されました。

先週の木曜日にウェブのほうで市町村説明会もございまして、県のほうとしても仕組みをつくってあります。そういった中で、一応グループホームであったりとか、その他、今応援がまだ出せるというような状況にない施設についても、そこで何とかしていくんだということで仕組みがございまして、その県の仕組みには、今回は市もできるだけ

関わって行って、県のほうは老人福祉施設協議会とか、グループホーム協議会とかそういうところが調整機関として、県から委託をされるんですが、そういったところに市もできるだけ関わって行って調整をとっていききたいなというふうに考えています。

○委員（澤史朗）

たしかに県のほうで、先月末にそういった発表があって、県のほうから派遣されるというようなことなんですけれども、どうしてもタイムラグというか瞬時に対応できないというかたちもあって、今回このような市独自の体制をつくられたと思うんですけれども、そこのところ市内の大きな4法人だけじゃなくて、全部で12法人、13法人あるんですかね、介護施設関係、そうすると、一般質問でもお話をさせてもらったと思うんですけれども、その体制づくりというか、その4法人に限らず、登録、自分のところで派遣できる職員がいなくても、対応できるような体制、県のを待たずというようなところを、これから考えていく予定というか検討課題として継続させていただくことは、できますでしょうか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

今回はですね、とにかくまずスキームも早くつくることが一番の手段でしたので、現実的に応援のさせそうな大きい法人さんで、まずかたちをつくと、そのうえで今、現段階では出せないと言っておられますけれども、実はきのうも高原郷ケアネットというのをズームで開きまして、100名ほど参加いただいて、いろんな議論をしました。その中でも、各法人さんも自分なりに今、シミュレーションをとっておられますけれども、そういった落ち着いてシミュレーションを見ていますと、恐らくひょっとしたら出せるかもしれないとか、そういったところもありますし、きのうのケアネットの中でも、県の仕組みによる今ほど言いました、市ができるだけ介入していくことで、皆さんところの、もし感染発生した場合は、しっかりみんなで考えていくんだよということは申し上げていますので、実効性というところをいろいろあろうかと思いますが、市としてはできるだけ一生懸命介入してやっていきたいという思いでおります。

●委員長（前川文博）

ほか、ありますでしょうか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それではないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前1時27分 再開 午後1時29分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第107号 令和2年度 飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）

●委員長（前川文博）

次に、議案第107号、令和2年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議案第107号、令和2年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきまして、事業勘定の歳入歳出それぞれに4,559万2,000円を追加し、総額を26億6,459万2,000円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算にそれぞれ299万5,000円を追加し、総額を2億5,249万5,000円とするものでございます。

地方債の補正につきましても、変更が出てきております。それでは、6ページをお開きください。6ページの歳入、上段でございます。県支出金の001保険者努力支援制度分、それから002特別調整交付金分、関連でございます。あわせて説明させていただきます。まず1点目としましては、この補正につきましては、国の基準に伴い、この1と2を組み替えということが中に入っております。2点目が特別調整交付金のほうでございますが、河合診療所の超音波画像装置の購入額が確定したことに伴う精算に伴い、90万円の減額。それから3点目が、若者健診・特定健診の未受診者対策の交付金分としまして、87万8,000円でございます。これらを合わせまして、調整をさせていただいております。それから、最下段の繰越金につきましては、決算に伴う調整でございます。

歳出のほうへ移ります。7ページをお願いいたします。総務費、一般管理費につきましては、人件費の調整でございます。7ページ下段の保健事業費、基本審査委託料でございます。大変申しわけありません、これは当初予算ですね、ちょっと計上が漏れておりましたものを改めて計上させていただくものでございます。内容につきましては、国保のほうでの若者健診、15歳から19歳までの40人分と、20歳から39歳までの100人分ということで、53万9,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、補助事業の対象となることから先ほど申し上げました県の特別調整交付金、こちらのほうを歳入としてあげさせていただいているところでございます。

それから、8ページをお願いいたします。諸支出金の県支出金の償還金でございます。こちらも過年度の分の県支出金の精算でございます。まず1点目としましては、保険給付費の交付金、1,003万8,000円。それから2点目が、特定健診保健指導の負担金の精算で97万4,000円でございます。それから、その下の繰出金の関係でござ

ございます。先ほど歳入のほうでも、ご説明をいたしました河合診療所の超音波画像診断装置の購入によりまして、事業費が確定いたしましたので、90万円減額させていただいております。

あとは9ページでございますが、予備費のほうで、財源調整を行わせていただいております。

続きまして、23ページをお願いいたします。今度は直営診療施設勘定のほうでございます。23ページの歳入、上段でございますが、事業勘定の繰入金ということで、今ほどご説明をいたしました河合診療所の超音波画像診断装置の購入による確定ということで、90万円減額をさせていただいております。それから、財源調整繰越金の前年度繰越金の調整もさせていただいております。

24ページをお願いいたします。市債でございます。今ほどの超音波画像診断装置精算によりまして、確定いたしましたので、過疎対策事業債を充当させていただいておりますが、70万円の減額でございます。7款の県支出金でございます。こちらのほうは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の対策事業費補助金ということで、各診療所100万円ずついただけるということでございます。河合・宮川・杉原・袖川・山之村・こどものこころクリニック、合わせて6つということで、600万円を計上させていただいております。

25ページの歳出をお願いいたします。人件費の調整の関係と、それから一般管理費の下でございます。消耗品費と一般備品購入費で600万円計上させていただいております。今ほど県の補助金ということで説明させていただきました。県の補助金10分の10充当いたします。一般備品のほうでは、空気清浄機あるいはパーティションを購入するということで計画をしているところでございます。

それから2款の医業費、一般備品購入費でございます。こちらが先ほど来、お話をいたしております河合診療所の超音波画像診断装置の購入精算分、マイナス160万円でございます。

26ページをお願いいたします。公債費の元金で今回の補正予算をあげさせていただいております。こちらにつきましては、当初予算編成時には元金が発生しないですね、前借りという措置で、こちらのほうの記載を想定しておったんですけども、元年度分の借りでいわゆる平成2年の5月の時点で、本借という本来の借り入れというかたちに変ったものですから、元金が発生してくるということで、今回計上させていただいたものでございます。説明は以上です。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（住田清美）

特定健診をはじめ、健診のことについてお尋ねしたいのですが、ことしコロナの影響で健診の日程が大幅にずれたりして、後押しといたしますか、そういうふうになってきて

おりますが、健診は委託業務なので委託を受けるほうの都合もあろうかと思いますが、一応は計画されていた健診は、今年度内にはしていただけるのでしょうか。

□市民保健課健康推進係課長補佐兼主任保健師（清水弘子）

5月に行う予定でした特定健診が、全て中止になりました。その分については巻き替えて日程を組むことができました。どうしてもコロナの関係で、日にちと時間を決めての受診案内をさせていただいているので、どうしても受けられなかった方のために、漏れ分を何日か組むことができますので、今年度内に実施することができます。

○委員（住田清美）

保健師さんがいらっしゃるの、ついでに伺いたいのですが、がん検診も同じく今年度中に計画分は終わりますでしょうか。

□市民保健課健康推進係課長補佐兼主任保健師（清水弘子）

がん検診につきましては、実は申し込みどおりにできていません。というのは、乳がん検診につきましては、例えば、二十歳以上を対象にしていたんですけれども、国のガイドラインにのっとって40歳以上の方、それも隔年で受けるというところに戻しまして、受けられない方ができています。その方については、もちろん来年度の対象者としてあげていくということで、申し込んだ方全員の日程を組んで受診をするということができていない状態です。

○委員（住田清美）

今回の新型コロナウイルスの関係でそのようになったのでしょうか。

□市民福祉課課長補佐（清水弘子）

どうしても密を避けるというところで、実施をしようと思いますと、時間と本当に日にちを決めて対策をとっての実施になります。都合が悪いからといってほかの日が変わってもいいよと言っていました去年の状態ですと、かなりかたまる日というのができてしまいます。そこをどうしても避けなければいけないということで、感染対策をとにかくとるところでの完全予約制での検診になりました。申し込まれた方に、予約の受付日を設定しまして、電話で予約をしていただいて、完全予約制で実施をしています。コロナの影響です。

●委員長（前川文博）

ほか、どうですか。

○委員（水上雅廣）

診療所関係ですけど、要は今の発熱外来の関係で、マスクとか、それから防護服とか手袋とかって、十分にしっかりと毎回毎回換える程度の在庫というのは、確保できてあるのでしょうか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

実は、ものがですね、今やっぱり国の補助金なんか出てきた関係とか、いろんな都道府県で一括に購入されたりしています。なかなか市場に出回っているガウンであったり、手袋であったり、そういったものがちょっとなかなか手に入らない状況になってい

ます。それで一応、今、それ以前に買っていた在庫で、何とかそれをさらに消毒したりして、使いまわすようなやり方をしているんですけども、とにかく今の医療関係のそういう商社さんを通しますと、なかなかその一定のルートでも入ってこないのかなというイメージがありますので、それ以外の業者、普通このあたりでいうと、一般のそういう衣料品を扱っているようなところでも、とれたりするところがあったりするんですね。そういうところもあったりして、とにかくちょっとなんとかこう手に入る先を見つけて、今回この補助金の中にも、消耗品費で分けさせていただいていますけれども、その中でちょっとどれだけでも買いたいという思いは持っております。ただ、ちょっとそういったような状況でして、ご理解いただければと思います。

○委員（水上雅廣）

ずっと話題になっているインフルエンザとコロナと両方一緒になるような感じで、恐らくそういったことも頻繁に出てくるだろうと思われるので、何とか努力をしていただくをお願いしたいと思います。

●委員長（前川文博）

ほか、いかがですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第108号 令和2年度 飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第1号）

●委員長（前川文博）

次に、議案第108号、令和2年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第1号）の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議案第108号、令和2年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、保険勘定の歳入歳出にそれぞれ2,230万7,000円を追加し、総額を34億630万7,000円、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ347万2,000円を減額し、総額を2,102万8,000円とするものでございます。

まず保険勘定でございますが、歳出、9ページをお開きください。歳出、9ページ、上段につきましては、人件費調整でございます。真ん中の地域支援事業費でございます。介護予防サービス計画作成委託料ということでございます。こちらのほう、総合事業の介護予防サービス計画の作成分でございまして、事業対象者が見込みより増加したので実績による増額をさせていただいております。介護認定の軽度の方のプラン作成の部分でございます。

10ページをお開きください。こちらのほう諸支出金の関係の過年度分にかかります精算金でございます。国・県等介護給付費等の繰入金等の精算分で、令和元年度の実績に伴う償還でございます。

11ページにつきましては、予備費で調整させていただいているところでございます。歳入でございますが、各品目につきましては、現年度分それから過年度分の調整、決算に伴う繰越金の調整を計上いたしてございます。

続きまして、事業勘定につきましては、ご説明させていただきます。

26ページをお開きください。歳出26ページ、下段のほうでございます。まず、委託料の電算システム導入委託料につきましては、地域包括支援システムのウインケアという11台分のシステムを保守強化のための静脈認証システムの導入業務一式でございます。

その上の消耗品と一般品購入費につきましては、こちらの14万8,000円につきましては、県の補助金を活用いたしました感染症対策事業者支援補助金でございます。消耗品5万8,000円、消毒液とかゴーグルを地域包括支援センターの分として備えるということと、備品購入費につきましては、非接触型体温計、あるいは訪問用自転車を揃えたいということで、10分の10でございます。

それから、一般備品の中に3万9,000円が、システムのクライアントの増大2台分に対する静脈認証用マウスが3万9,000円分入っているところでございます。

24ページの歳入をお願いいたします。1款のサービス収入でございます。介護予防給付のケアプラン作成の報酬で、直営分で行っている分でございますけれども、報酬が上回るということでございまして72万円、今回増額補正をしたいということで、思っているところでございます。

それから、25ページにつきましては、今ほどご説明をいたしました県10分の10の地域包括支援センター分の感染症対策の関係の補助金分でございます。説明は、以上です。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それでは、ないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。再開を午後1時55分といたします。

（ 休憩 午後1時46分 再開 午後1時55分 ）

◆再開

◆議案第106号 令和2年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）

【環境水道部所管】

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。議案第106号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）の環境水道部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

それでは、環境水道部所管の補正予算について説明いたします。

27ページをお願いいたします。中ほど、衛生費、清掃費、じん芥処理費の補正であります。中身につきましては、給料手当につきましては、会計年度任用制度に移行することに伴っての補正であります。需要費の印刷製本費、これは飛騨市の指定ごみ袋の作成にかかる補正であります。理由といたしまして、新型コロナウイルスの影響でゴミ袋をこれまで中国工場で製造しておりましたが、それができなくなったということで、国内で製造することになりました。それに伴い、中国製の製造単価と国内の製造単価の差から、当初予算の範囲内でゴミ袋の必要枚数を確保することができないため、今回、補正予算によりその分を発注したいということで計上するものであります。以上で、説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

昨年は、大のほうにゴミ袋、ちょっとダメだったということがあって、品薄になってしまったということがありました。今私よく言われているのが、ごみ袋、前と違って何か破れやすくなったとか、いろんなことがあるんですけど、環境部のほうにそういったごみ袋の性能について、いろいろご意見っていうのはあるのか。今回は国内でということなんですが、丈夫さというか、燃やしてもらいものやし、「そんなもんええやろ」って男の人はそう思うかもしれませんが、これなかなかと大事なところなんですけど、どのようにそのへんは把握されていますか。今回、日本製だからちょっと上がるということなんですけど、その丈夫さとかそういった製品の良し悪しをどのように認識されていますか、教えてください。

□環境課長（忍哲也）

昨年度ですね、そういったこともございまして、強度とかそういったものの確認につきましては、JIS規格に基づきましてしっかり試験を行っております。市民の意見としましては、直接いただいたのが4件ほど、圧着部分が従前より弱いと意見がございました。それに関しまして、通常は、ひっぱり試験という、引っ張って強さを測るだけの試験を行っていたんですけど、圧着部分ヒートシールという試験なんですけど、それは追加で行いまして、実際JIS規格の基準が11.77という基準に対して、昨年度つくっ

たものは14.9、今年度国内でつくったものが16.5ということで、基準はクリアしているということで確認をさせてもらっています。しかしながら、実際ところの引張ってみるとちょっとは若干弱いという部分もやっぱり見受けられますので、そういったところはしっかり現物でも確認しながら、今後そのようなことがあればしっかり取り換えるなど、早期に対応していきたいということ思っております。

○委員（高原邦子）

ちょっと中国製が入ってこない状態なのですが、これから先、いろいろビヨンドコロナでいろいろ変わったあとですね、またこれ値段でいくと、9.20円と14.20円ですか、やっぱり大きいですね、価格としては。中国製に戻っちゃうってことですか。ベトナム製は11.2円とかって資料には書いてあるんですけど、どのようにそのへん、ごみ袋1枚と思われるかもしれませんが、どういう考えでしょうか。

□環境水道部長（大坪達也）

今ほど議員発言のとおり、単価の有利さでみると中国製のほうが、圧倒的に有利です。ただ安定的に供給できるかということになると、やっぱり国産ということで、その状況を見ながら有利なほう、中国製で安定的に供給できるってことであればそちらでもいいしということで、要は安定的に供給できて安いものという考えで進めてまいりたいと思います。

○委員（高原邦子）

これは市長に聞いたほうがいいのかもしいんですけど、やはり私は高くてもやはり国内のものっていうものを、もう少し日本はしっかりみていくべきじゃないかって、このいろんなコロナのマスクのこととか、いろんなことで感じているんですね。飛騨市がその国内生産のものに固執しただけでは、それは国内生産のその企業を守っていくわけにはいかないかもしれないけど、私はいろんな国内のこういった自治体が、国内産のものを支えていくっていう考え方をしていけないと、何でも安ければいいと決めて決めるのはいかがかと思うんで、たかがゴミ袋じゃなく、やっぱりゴミ袋、この1枚からそういったものも公は考えていくべきじゃないかなと思うんですけど、どのようにお考えでしょうか。

△市長（都竹淳也）

一般論的に言えば、国内、地元っていうものを調達したほうがいいというのはあると思うんですね。ですので、例えば、その市内から物品調達するなんていうのは、まさしくその典型なんですけど、ただ他方でその価格とのバランスということをやったり考えなくちゃいけないっていうのは、これも他方であって。圧倒的に価格差があるときに、やはりその国内のみをおうということもやっぱりできないかなっていうこともあると思うんですね。

それから品質の問題も、海外だから悪い、中国だから悪いってことでもないものから、しかもこのグローバル経済の中ですから、世界中からものが調達されているということを考えますと、やはり海外であってもクオリティーを追求すれば、それは調達し

ていけるだろうというふうに思いますし、結局は価格とクオリティーのバランスの中で考えている。ただ、市内企業というようなかたちの中で、経済循環を考えていくという中では、市内調達というものを優先していくということがあろうと思いますが、国内というところまで広げていくとなかなかバランスが取りにくいのかなと思っておりまして、そのあたりはそのものによりながらケースバイケースで考えていくしかないのかなというふうに思います。

○委員（籠山恵美子）

やっぱり市民にとってみると、これで値上がりするのかなって心配ですよ。どうしたって元手がかかるとなれば、それが1袋いくらのゴミ袋に反映してきちゃうのかなと思うと、なるべくこういう皆さん生活苦しいときなので、それは何とか避けてもらいたいと思うんです。そのために、私も最近思うんですけど、なかなか外食ってことができない時期が長くて、テイクアウトが随分そちらのほうに力入れましたよね。そうすると、残念ながらプラスチック関係のゴミがすごく増えてきますよね。しかも飛騨市の場合は、本当に綺麗なものだけがプラスチックにリサイクルとして入れるんですけども、例えば、お肉のラップみたいな汚れたものは燃えるゴミっていうふうになってますよね。そこに汚れたお弁当のものを、きれいに洗ってプラ容器をリサイクルに出すんならまだしも、それが割と気楽にボンボン燃えるゴミに入れられてしまうっていうと、やっぱりゴミの量も増えてきますよね。ですから、これからはなるべくゴミ袋を値上げしてほしくないですし、そのためにはやっぱりゴミの分別、それからごみの減量化っていうその市民に対する啓蒙もしっかりやっていく時代になるんじゃないかなと思うんですね。まだまだしばらくテイクアウトもそれで食事をまかなっていくっていうことも増えていく。なかなか減るといえることはないでしょうし、そのあたりを市としては、どんなふうに考えていかれるのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

□環境水道部長（大坪達也）

2点あったと思いますので、まずは価格値上げのことですけれども、製造単価とか処理費、それを全て袋に転嫁しているわけではなくて、その一部分を、要は燃やすゴミを減量化する意識を持っていただくために、価格設定しているものですから、今のことで、すぐ袋の価格が上がるとか、そういうことにはつながらないと考えております。

もう一点、テイクアウトでプラ容器が増えたということで、私ども職員もそういうテイクアウトを助けるということで、テイクアウトのお昼をとったりしたあとは皆、自分で洗って、ずっと結構並んでいました。それを乾かしてプラ容器として出してきましたんで、ただそういう啓蒙ももう一度、市としてしっかりやっていきたいなと思いますので、そこは早くやっていくつもりです。

●委員長（前川文博）

ほか、よろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。委員の方は、そのままお待ちください。

（ 休憩 午後2時06分 再開 午後2時07分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第106号 令和2年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）

【農林部所管】

●委員長（前川文博）

議案第106号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）の農林部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

それでは、議案第106号、飛騨市一般会計補正予算のうち、農林部所管の事業について説明を申し上げます。歳入歳出の順で説明をいたします。

予算書13ページをお願いします。中段、農林水産業費県補助金、農業6次産業化緊急支援補助金でございます。こちらについては、新型コロナウイルス感染症に関する岐阜県の支援策として、6次産業化に取り組む事業者を対象とした支援制度、そちらを活用するものでございます。補助率は4分の3です。

16ページをお願いします。農林水産業雑収入、家畜診療所共済収入、ことしの春開設した市の家畜診療所ですが、近場にできて利便性が上がったということもあり、診療件数が大幅に増えております。それに伴い、共済収入の増額を見込む一方で、歳出では医薬品の材料費の増額をみております。歳入については、以上です。

歳出ですが、28ページのほう、をお願いします。農業振興費、小規模基盤整備事業補助金の増額につきましては、農業生産効率を向上させるため、隣合う小さな農地を1枚の大きな農地にするという事業で、今回、河合町有家の田んぼで担い手農家が行う事業について、補助を行うものです。

その下の中老年帰農者就農給付金につきましては、中老年帰農者として新たに就農される方に給付する給付金です。当初予算で2名の方を予定をしておりましたが、今回新たにもう1名が就農をされるということで、増額補正を行うものです。

その下の農業6次産業化緊急支援補助金については、今ほどの歳入の説明で説明をさせていただきますました県の補助金を活用し、今回、市内で有機農業を営む方が乾燥野菜の生産機械を導入するという事で補助を行うものです。

次に畜産業費、医薬材料費については、こちらも先ほどの歳入で説明をしました家畜診療所の診療件数が大幅に増加をしていることに対応をするものです。

その下の飛騨地鶏生産施設整備補助金につきましては、ことし7月の豪雨により、飛騨地鶏の場内の地鶏飼育用水の池が土砂で埋まったことから、土砂の除去にかかる直接工事費の2分の1について、畜産振興事業補助金として交付を行うものです。説明は、以上です。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（谷口敬信）

概要書ですか、23ページなんですけれども、よろしいでしょうか。

ここに補助とか段差による委託施工、自主施工と書いてありますが、これは10ヘクタール当たりの考えでよろしいのでしょうか。

□農業振興課長（堀之上亮一）

10アール当たりの単価となっております。

○委員（谷口敬信）

委託施工と自主施工の違いを教えてくださいと思います。

□農業振興課長（堀之上亮一）

委託施工の場合は、担い手農家さんのほうから専門業者のほうに工事を依頼する場合のことを委託施工と申します。担い手農家さんがご自分で施工する場合が自主施工というかたちになっております。この場合、重機を自分で持っている場合ですと、やはり工事は安くなりますし、そういった人件費とそういったことも含めると委託施工が高くなるという計算がされております。

○委員（籠山恵美子）

ちょっと伺います。きのう産業常任委員会を私モニターで傍聴してまして、あのときに私、総務なものですから、あの中に出てきた畜産関係の技術料を新たに1件、700いくらとるとというのは、この補正予算の中に反映していますか。

□畜産振興課参事兼畜産振興課長兼家畜診療所管理者（古川尚孝）

技術料に関しては、この補正は薬剤費等にかかる収入を含めてですので、技術料のほうに関しては、ここに反映していません。

○委員（籠山恵美子）

委員外委員なので、ちょっと聞いてもいいですか。本会議で聞いてもいいんですけど、ここで聞いてもいいですか。今の件について。直接、補正予算と関係ないんですけど、本当に初歩的なことです。この技術料というのは、今までとってなかったものを新たにとるとのことなんでしょうけれども、これは何なんですか。

□畜産振興課参事兼畜産振興課長兼家畜診療所管理者（古川尚孝）

これまで家畜診療所は農業共済にありましたので、家畜診療にかかる技術料は共済保険としてとっていましたが、今回新たにつくった採血料というのは、健康な牛から血をとって、病気かどうかを調べるので、診療という範疇に入らないので、今まで飛騨市で家畜診療所を持ってなかったのとれなかったのですが、新たに家畜診療所を設けたことにより、その健康診断という意味での技術料をとれることになりました。

●委員長（前川文博）

ほか、ありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それではないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

ここで、説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時06分 再開 午後2時07分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第106号 令和2年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）

【商工観光部所管】

●委員長（前川文博）

議案第106号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）の商工観光部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

予算書28ページの最下段、商工総務費から始まりますけれども、具体的には、29ページの商工振興費をお願いいたします。

コロナ対策といたしまして、商工業活性化包括事業補助金6,000万円ですが、とくに販売促進事業、環境整備事業には大きく申請や実績があり、加えまして、コロナ禍を機会に店舗リニューアルやネット販売を始めるためのインターネット環境整備事業補助も増えております。

さらにこの補助金のメニューの中に、障がい者にやさしいまちづくりを推進するための店舗バリアフリー改修補助事業を創設したことにより、既存予算と同額の6,000万円を計上したものでございます。

その下、融資制度利子等補給金ですが、信用保証料を100パーセント補給するコロナ対策特別融資と同じく50パーセントを補給する経営安定資金融資が融資額全体件数の7割、融資総額では8割を超えている現状でございます。今後もコロナの第3波予測など長期化し断続的に融資の申し込みがあると見込みまして、6,000万円を計上いたしました。

商工費の新型コロナウイルス対策指定管理者支援金につきましては、指定管理施設に関わるコロナ影響に対する支援といたしまして、先ほど企画部のほうで説明がありましたけれども、ここでは宙ドーム神岡の分、118万2,000円を計上しております。

次に観光費ですが、需要費の修繕料と4つ下の工事請負費の維持修繕工事、合わせて280万円を計上いたしまして、河合のやまびこ館ほか各施設修繕経費に充てたいと思っております。

指定管理料につきましては、今議会で指定管理の議決をいただく予定の流葉スキー場及び周辺施設に関わる10月から3月までの分として2,600万円、内訳につきましては、予算編成検討内容の27ページに掲載しておりますが、スキー場に1,100万円、Mプラザに1,300万円、キャンプ場に200万円のほか、さらに暖冬により生じた損失の補填額といたしまして、ホテル季古里239万3,000円、すぱーふるに303万9,000円、YuMeハウスに54万7,000円、やまびこ館91万9,000円、ゆうわ〜くはうすに16万2,000円を飛騨ゆいに対して、Mプラザ457万8,000円と、キャンプ場コテージ32万7,000円を緑風観光に対して、合わせて1,196万円を計上しているものでございます。

観光イベント実施委託料の件は、古川祭、神岡祭、藤まつり、きつね火まつりの分です。

その下、自動車借上料の件は、池ヶ原、天生へのバスツアー中止となり、精査をしたものでございます。

最後に、観光費の新型コロナ対策指定管理者支援金につきましては、ホテル季古里に431万1,000円、味処古川に204万4,000円、まつり会館23万8,000円、なかんじょ川8万2,000円、Mプラザ57万円、流葉グラウンド施設に5万6,000円に対するものでございます。内訳につきましては、予算編成検討内容の28ページに掲載しております。以上で、説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

商工関係の令和2年度の指定管理料が、たしか16施設で1億5,500万円だと思いますわ。その中には、緑風観光さん、これ3月に予算発表されたんで、緑風観光さんの分が1,154万円、計上されております。

今、説明ありましたように、10月以降2,600万円増額されるということでございますけれども、当初予算の1,154万円というのは、そのままいきているわけでしょうか。

□観光課長（洞口廣之）

議員ご指摘のとおり、当初予算におきまして流葉の周辺施設に対しまして、1,154万2,000円の指定管理料を予算措置させていただいております。

そのうち緑風観光には、6月30日をもって施設管理の指定を打ち切りましたけれども、それまでの4月から6月までは実態として経営を続けていただいております。これは実は指定管理に係る協議については、まだ緑風観光と協議の最中でございます。スキー場に関しては、全て円滑に整いましたけれども、指定管理施設については、まだ協議の最中でございますが、4月から6月分といたしまして、私どもといたしましては、昨年度と同額の314万円をお支払いしたいということで、緑風観光さんに打診をさせていただいております。

それから、7月から9月にかけては特任というかたちで（株）飛騨ゆいさんに中継ぎのようなかたちで指定管理をこちらからお願いしたという経緯がございます。その指定管理料も積算したものにつきましては、前回の議会でお示しをさせていただきましたが、指定管理料として500万円を支払うというかたちで協定を締結させていただきました。

ただし、コロナ禍の中でこちらからの依頼に基づいて指定管理を受けいただいたという経緯から実際の精算をして、最終的にはプラスマイナスゼロでお支払いをしますということで協定を締結をさせていただいております。現時点までの3カ月間の収入がどれくらいの推移になっているかということですが、Mプラザの温泉食堂並びにキャンプ場に係る収入といたしまして、先ほどの500万円の指定管理を積算する際には、920万円の自主収入があるということで見込んで500万円の指定管理料とさせていただいておりますけれども、7月、8月分の2カ月分として、実績としては、538万7,000円でございます。単純にもう1カ月分、1.5倍をかけますと、810万円程度になるということで、少し見ていた収入が下がってくるというようなこともあろうかと思えます。こういった場合には、指定管理料のほうでプラスマイナスゼロにまで補填するといったことで協定を締結いたしておりますので、これらの経費を合わせますと約900万円程度が必要になるんじゃないかということをおもっております。

したがって、1,154万2,000円、これは全て整ってからでないとはっきり申せませんが、そこで生じた残額につきましては、今後の補正予算において減額措置をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員（野村勝憲）

そうしますと、314万円は緑風観光さんと話し合いによって支払われる金と、プラス飛騨ゆいの500万円ということで、814万円プラス2,600万円が現状の要す

るに流葉、Mプラザ、スキー場に投入される指定管理料というふうに理解してよろしいんでしょうか。

□観光課長（洞口廣之）

ご指摘のとおりでございますが、その合計数値の中には、流葉スキー場にかかる分、これまでなかった1,100万も含んでの数字でございますが、ご指摘のとおりでございます。

○委員（野村勝憲）

当初予算の1億5,500万円に対して、今のお金と今回コロナの影響、あるいは修繕費も含めて、商工観光部管轄はトータルで、今年度どれだけの指定管理料なんでしょうか。1億5,500万円からどれだけ増えるんでしょうか。

□観光課長（洞口廣之）

今お尋ねをいただきました修繕料というものにつきましては、別途工事費ないし需要費のほうで措置をいたします。指定管理料といたしましては、713観光費におきましては、これまで1億3,407万1,000円の予算計上をしておりますところに、今般3,796万5,000円を追加するということになりますので、1億7,000万円程度になるということでございます。

○委員（野村勝憲）

午前中、企画でふるさと納税の運用ということをお聞きしまして、観光だけじゃないですよ、地域振興にたしか2億円くらいが利用されるということですけども、当然その費用もあてにされているんですか。

□観光課長（洞口廣之）

指定管理料に対しては、ふるさと納税、これは経常的にかかっている経費でございますので、ふるさと納税の充当はございません。指定管理料に充当としている特定財源といたしましては、3つの温泉施設からあがってくる入湯税だけが、特定財源として充当されております。そのほかは、一般財源対応とさせていただいております。

○委員（水上雅廣）

商工の関係で、今26ページ見させてもらっていますが、起業化促進補助金と店舗リニューアルの補助金とインターネット環境整備事業補助金の拡大分ということで、お示しをいただいておりますけれども、これの旧町村別の件数ってわかりますか。

□商工課長（大上雅人）

申しわけございません。旧町村地区ごとの集計はとっておりません。

○委員（水上雅廣）

後ほどでもいいんですけど、教えていただけるものですか。集計とれますか、とれなかったらいいです。

□商工課長（大上雅人）

とれます。事業所所在地ベースになりますけれども。

●委員長（前川文博）

後ほどお願いいたします。ほか、ありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

ここで、説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。再開を午後2時40分といたします。

（ 休憩 午後2時29分 再開 午後2時40分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第106号 令和2年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）

【基盤整備部所管】

●委員長（前川文博）

議案第106号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）の基盤整備部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

それでは、基盤整備部所管、説明させていただきます。よろしく申し上げます。

9ページをお願いします。下段の分担金でございます。農業費の分担金、次ページをお願いします。県単事業分担金です。こちらは三ヶ区用水に伴うものです。県単宮川右岸用水に伴うものでございます。市単袈裟丸用水機場に関連するものでございます。その下、農地農業用施設災害復旧費分担金です。農地2カ所分を計上しております。

次ページをお願いします。国庫補助金の最下段、公共土木施設災害復旧費の補助金です。

次ページをお願いします。内容につきましては、平成30年の神岡町麻生野地内の災害復旧に伴うもの、令和2年度の災害、古川町野口で災害発生したものによるものでございます。

次ページをお願いします。13ページ、県補助金です。中段の農林水産業費県補助金の農業費補助金です。県単土地改良事業費の補助金、宮川右岸用水に伴うものでございます。最下段、災害復旧費の県補助金で、農地農業用施設災害復旧費補助金、農地農業用施設災害復旧補助金は、農地が2カ所、ため池が1カ所でございます。

28ページをお願いします。農業費の中段、農地費です。工事請負費ですが、土地改良工事、宮川右岸用水の7月豪雨被災箇所、それに未被災部分を合わせて施工する分を計上、先ほど言いました袈裟丸用水機場のポンプの更新でございます。負担金、補助及び交付金、県営事業の負担金ですが、三ヶ区用水、岐阜県の事業費増額に伴う計上でございます。

30ページをお願いします。土木費の都市計画費の都市計画総務費、委託料です。こちらにつきましては、都市計画マスタープランの改定に伴う当初予算に対する増額でございます。続きまして、住宅対策費、負担金、補助及び交付金ですが、民間ブロック塀の除去補助金ということで、所有者1件との協議が整ったため、1件分を追加するものがございます。

36ページをお願いします。下段の災害復旧費の中の農地農業用施設災害復旧費、工事請負費です。単独の桜野用水で堤外水路の保護、一部破損しましたので、単独で行います。補助で農地2カ所、施設1カ所分です。

次ページをお願いします。災害復旧費のこちらは土木施設災害復旧です。委託料です。単独の古川町下気多地内の道路の測量設計です。今回の豪雨により、暗渠が詰まる原因等を調査しながら、測量設計を行います。工事請負費です。平成30年度の神岡町麻生野河川工事ですが、こちらについて仮設工が増額となるものに対する計上です。令和2年度の古川町野口の道路については、路側溝が決壊したものでございます。以上で、説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それではないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。委員の方はそのままお待ちください。

（ 休憩 午後2時45分 再開 午後2時46分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第106号 令和2年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）

【教育委員会所管】

●委員長（前川文博）

議案第106号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）の教育委員会所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

それでは、教育委員会事務局所管の9月補正につきまして、ご説明させていただきます。まず、歳入のほう、事項別明細書の10ページをお願いいたします。歳入でございます。中ほど、教育使用料の児童クラブ使用料につきましては、コロナの影響によります開設日数の減少に伴い、減額するものでございます。

次ページ、11ページをお願いいたします。下段にあります教育費国庫補助金でございますが、教育支援体制整備事業補助金につきましては、コロナの影響に伴います児童生徒の学習をサポートする学習指導員10名及び校内の消毒作業などをサポートしますスクールサポートスタッフ5名を各学校に配置する事業に対する国からの支援となります。補助率につきましては、3分の1となります。

その下にあります学校保健特別対策事業補助金につきましては、今後の感染予防対策に必要となります消毒用アルコール、耳鼻科検診機器及び換気用サーキュレーターの購入に対します国からの支援となります。補助率は、2分の1となります。

次に13ページをお願いいたします。下段にあります08教育費県補助金のうち、教育支援体制整備事業補助金につきましては、先ほど説明しました学習指導員などの配置に伴います県からの支援となります。補助率は3分の2で、国費を合わせますと、10分の10の補助ということになります。

次に、その下にありますオンライン授業導入事業補助金につきましては、現在ICTの整備を順次進めている最中ですが、今後オンラインの授業を行うにあたり必要となりますシステムソフトの導入経費について支援していただくものとなります。補助率は2分の1となります。

次に14ページをお願いいたします。中ほど、教育費委託金ですが、いずれの委託金にしましても、対象の授業がコロナの影響により、今年度はやむなく中止としたことから減額するものでございます。

次に16ページをお願いいたします。中ほどにあります08教育費雑収入のうち、各種講座受講料及びワークショップ参加負担金につきましても、コロナの影響に伴い、上半期に予定しておりました講座が一部中止となったことから減額するものでございます。

次に歳出を説明させていただきます。31ページをお願いいたします。目別に主な内容についてご説明させていただきます。最下段の事務局費にあります報酬及び32ページ中ほどにあります旅費の費用弁償につきましては、歳入でも説明しました学習指導員及びスクールサポートスタッフにかかる経費となります。

下段、委託料のうち、夢の教室開催事業委託料につきましては、JFL夢の教室の開催経費でございますが、コロナの影響により開催が中止となったものでございます。

その下、スクールバス運行委託料につきましても、学校休業に伴い運休となりました運行経費について減額するものがございます。

次に、最下段にあります教育相談指導費につきましては、33ページの上段にも続きますが、秋に開催を予定しておりました市内小中学校の音楽会が今年度は中止になったことから減額するものがございます。次に、中ほどの段、小学校費のうち、学校管理費でございますが、歳入でも説明しました感染予防対策に係る消毒用アルコール、サーキュレーターなどの購入経費となります。その下、教育振興費でございます。児童クラブ支援員の研修中止に係る委託料の減額及び歳入でも説明しましたオンライン授業に係るシステムソフトの使用料となります。次に、最下段にあります中学校費につきましては、次ページ上段にもつながりますが、内容につきましては、小学校費で説明した内容と同様でございます。次に、社会教育費の説明をさせていただきます。まず、社会教育総務費ですが、職員人件費に伴う調整をするものがございます。次に、生涯学習振興費でございますが、各種講座について上半期中止になった各種講座の経費について減額するものがございます。次にその下、文化財保護費でございますが、奈良市で予定しておりました研修が今年度は中止になったことから減額するものがございます。

35ページをお願いいたします。一番上にあります公民館費ですが、地区公民館の施設整備として新たに申請される地区公民館があったことから、所要額を計上しているものがございます。次に、その下の図書館費でございますが、こちらのほうも上半期に予定しておりました各種イベントの中止に伴う所要額の減額と備品購入費につきましては、返却された図書を滅菌する装置を新たに購入する経費につきまして計上しております。古川神岡それぞれ1台ずつ入れさせていただくものがございます。次に、その下の文化施設費でございますが、上半期、美術館で予定しておりましたワークショップや今年度の市展の中止に伴います減額及び文化交流センターで予定していました東京フィルのコンサートが次年度に延期になったことに伴う減額でございます。委託料が主なものとなります。なお、最下段にあります負担金、補助及び交付金の新型コロナウイルス対策指定管理者交付金につきましては、3月から6月までに生じた新型コロナウイルスの感染防止に起因する経済的な損失に対する指定管理者に対しまして、当該期間の損失額の2分の1を支援するもので、文化交流センターの管理者に対し、支援するものがございます。次ページをお願いいたします。保健体育費について、説明させていただきます。まず一番上にあります保健体育総務費ですが、ねりんピック岐阜2020が翌年度に延期することになったことから、負担金を減額するものがございます。次に、その下にあります保健体育振興費でございますが、市民スポーツイベント実施委託料につきましては、古川町のスポーツフェスティバルや元旦マラソンなどがコロナの影響により、今年度中止になったことから、減額するものがございます。また、その下にありますスポーツ振興事業補助金につきましても、山之村だいこんマラソンや神岡町の流葉周辺で開催され

るカントリーウオーキングなどがコロナの影響のより、今年度は中止になったことから減額するものでございます。その下にあります体育施設費の新型コロナウイルス対策指定管理者支援金につきましては、先ほども説明しましたが、サンスポーツランドふるかわ及び森林公園の管理者及びトレーニングセンターの管理者にそれぞれ支援するものでございます。その下にあります学校給食費でございますが、職員人件費の調整のほか需要費につきましては、コロナの影響により給食センターの稼働日が減少したことにより減額となります。

次ページをお願いいたします。災害復旧費のうち中ほど下にあります、その他公共施設災害復旧費でございますが、7月上旬の大雨によりまして、古川町の上野から森林公園までのサイクリングロードの法面が一部崩壊したことによりまして、その復旧費を計上しているところでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしく申し上げます。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（井端浩二）

ほとんどのイベント等が中止で、ねんりんピックも延期になったりとか、大変楽しみしておりました元旦マラソンも延期ということで、成人式あと3カ月ちょっととなりますが、成人式はどのように思ってみるのか、また、もしやるのであればどのようなやり方をされるのか、ちょっとお尋ねさせていただきます。

□生涯学習課長（大庭久幸）

現在のところ、他市の動向を見極めながら成人式のどのようにして安全を担保しながらできるかということとを計画しているところでございます。具体的には、やはり滞在時間の縮小とかあるいは最小限での催行とかというようなことを考えておきまして、予定どおり日にちにつきましては、1月3日の日曜日にやりたいと。ただ、どうしても入場制限をかけなければならない。つまり保護者の方とか地区の方とか毎年来場して祝いに来てくださっているものですから、そういった方に何とかリモートあるいは画面上でそういったものを同時で見せることができないか。ただ、それには、それなりのインフラといえますが、整備が必要でございますので、残念ながらそのへんの今の環境を加味しながら、検討していきたいというふうに思っているんですが、まだ確実な放映、テレビ中継的なことができるかどうかは、今検討中でございます。いずれにしても毎年同様、2会場におきまして1月3日、午後から催行したいというふうに考えているところでございます。

●委員長（前川文博）

ほか、ありますか。

○委員（籠山恵美子）

今、成人式の話が出ましたけれども、成人式だけではない、ホールなどでこれからイベントをやるときに、テレビなんかの報道を見てますと、客席も1つ空けた状態で、し

かもクリアボードっていうんですか、これちゃんと立ててマスクなしでも観劇できたり、コンサートを聴いたりっていうふうに、少しずつ改良しながら進めているところが増えてきていますよね。例えば、交流センターの中に、例えば、成人式でも、まさかきれいにおめかしした成人がマスクなんていうのはかわいそうですし、やはりそういうきちんとしたクリアボードのような備品の対策をとってやれば、いろんな意味で期待が持てる、希望が持てるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう備品は揃えてあるんですか。

□文化振興課長（畑上あづさ）

今ほど籠山議員さんがおっしゃったようなクリアボードについては、現時点ではまだ整備はしてありません。通常のほかのコンサートとかでしたら、観客席の間をあけて定員を下げた入っていただいて、開催をさせていただくことを予定しております。

○委員（籠山恵美子）

コロナの収束に時間がかかるような気がしますし、クリアボードみたいなものが1枚どのぐらいするのか。今ある程度背丈のところまで伸ばしたボードっていうふうにいわれていますよね、顔のところだけではダメなんだと。どうしても飛沫は上のほうまで上がるからということで、お金のかかるものなのかどうか。それもぜひ試算していただいて、やっぱりそういうのはぜひ揃えていただきたいなと思います。そうすると少しずつ可能性がみえてくるんじゃないかなと思うんですね。ぜひお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

□文化振興課長（畑上あづさ）

公民館で持っているものもありますので、そういったものも使えないか検討したいと思いますし、高山の世界生活文化センターのほうは演者側にそういうクリアボードのようなものは、結構手づくりで整備をされていると聞いていますので、そういったことも教えていただきながら費用を比較的抑えつつ、良い方法がないか検討したいと思います。

●委員長（前川文博）

ほか、ありますか。

○委員（住田清美）

新型コロナウイルスの関係の子どもたちの学習の件でお尋ねしたいと思うんですが、ここに学習指導員とかスクールスタッフの人員費の補助とかが出ておりますが、実際にこれは配置されているのでしょうか、これから配置されるべきものなのでしょうか。

□学校教育課長（中村裕幸）

これにつきましては、これから配置されるものでありまして、先ほど事務局長からも説明がありましたように、国と県の補助がまずついたということと、それからあと学習指導員につきましては、教員免許が必要であるということで、子どもたちのとくに習熟にばらつきが出やすい今委員さん言われたような、そんな教科の授業、国語や算数での担任とともにTT（ティームティーチング）を行うなどということも計画しておりますが、今のところはついておりません。

○委員（住田清美）

これから募集を始めるというところだと思うんですが、これ、予算上は単年度なんですけど、これって次年度も続くかどうかということはいかがでしょうか。

□学校教育課長（中村裕幸）

この配置につきましては、10月から2月ということで、今年度のまず補助期間でございます。それでこれから募集ということになりますけれども、ある程度の人に、教員免許が必要となりますので、教育長中心に、それから教育委員会で今少しずつ連絡もとりながら、何とか確保できるように鋭意努力しております。

○委員（住田清美）

子どもたちにとっては、3月から5月まで約3カ月間授業のできないときがありましたので、授業の遅れというものは、通常の通年の学習習熟度のカリキュラムと比べて若干の遅れは現場としては見られるか、肌で感じていらっしゃいますでしょうか。

□学校教育課長（中村裕幸）

各学校に聞きますと、たしかにカリキュラムを調整しながら授業数の確保を努めております。それにこれまで行われた、例えば、まとめの時間とか、そのような時間も家庭学習と連携して、まずカリキュラムをうまく調整しながら授業数を確保するということが、ただ、やはり習熟度を見ますと、中には遅れのでてくる子どもも若干おりますので、そんなことでその子どもたちは、何とかフォローできるように、そして教員の何しろその忙しい中での教員の授業の進みも含めて、アシストできるような、そんな配置でございます。

○委員（住田清美）

学校は本当に限られた授業数の中で、いろんな行事、例えば、体育祭とか、運動会なども子どもたちがぜひやりたいという思いを大事にしてくださって、各学校とも実行してくださっていますし、修学旅行も行き先の二転三転はありましたけれど、今のところを実施の方向で進んでいるということは、子どもになりかわりお礼を申し上げますが、夏休み明けに登校したときにちょっと前の新聞で、コロナによる登校の渋りではないんですけど、自主登校といいますか、そういうところが都市部でみられるということの情報があったんですが、飛騨市の中ではやっぱりコロナの影響で登校をためらっている、家庭の事情もあると思うんですけど、そういうお子さんはいらっしゃいますでしょうか。

□学校教育課長（中村裕幸）

まずは主だったそういうかたち、登校渋り等はありませんが、ただ、家庭では少し熱があるので、心配なので休ませたいというような連絡や、兄弟が少し調子が悪いので妹と弟も心配であるということで、そんなかたちで学校のほうに連絡あるお子さんにつきましては、出席停止ということで対応しておりますが、毎月、不登校不適用の報告でも、そのようなかたちで今のところは受けておりませんが、今後ともきめ細かな情報を得ながら学校とともに対応に努めていきたいと考えております。

●委員長（前川文博）

ほか、ありますか。

○委員（澤史朗）

臨時休校に備えてのオンライン会議室システムですけれども、これ市内各小中学校ということで、8校に全部準備をするということなんでしょうか。

□学校教育課長（中村裕幸）

まず、全小中学校でございます。ただし、古川中学校100名を超えるということもありまして、1学年、2機。そして山之村小中学校は小と中ということで、それで合計10ということで、数を配置させていただきます。

○委員（澤史朗）

対象学年が、それぞれの最高学年というふうにして書かれているんですけども、小学校によってはその対象学年を児童が今はいるんですけど、1名、2名というところもあろうかと思うんですけど、対象学年を絞るのではなくて、皆が使えるようなかたちで、大きな学校については児童数、生徒数の多いところでは、対象学年を絞る必要があるのかもしれないですけども、もっと柔軟に対応をしていただくのかなと思っていますけど、そのへんはどうなんでしょうか。

□学校教育課長（中村裕幸）

最高学年につきましては、たしかに児童生徒数の差はあります。これについては、ライセンスということですので、今後とも続いていきますので、まず飛騨市の中では各学校1ライセンス、もしくは多い学校では2ライセンスで、まずは十分授業が配信できるのではないかと考えて、最低今の数を配置させていただくとそういうかたちでございます。

□教育長（沖畑康子）

補足させていただきます。学校に1ライセンスずつ、2ライセンスというところもありますけれども、最高学年は優先するということでございまして、最高学年しか使えないということではございません。まず最高学年につきましては、卒業がございまして、最優先に行いたいと思っております。

●委員長（前川文博）

ほか、よろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それではないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第110号 令和2年度 飛騨市給食費特別会計補正予算（補正第1号）

●委員長（前川文博）

次に、議案第110号、令和2年度飛騨市給食費特別会計補正予算（補正第1号）の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

それでは、飛騨市給食事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

それでは、事項別明細書の4ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。学校給食事業収入につきましては、コロナの影響によりまして学校休業に伴います給食提供日の減による減額となるものでございます。その下の保育園給食費負担金につきましても同様の減額となります。

次ページをお願いいたします。こちらのほう歳出でございます。学校給食費及び保育園給食費でございますが、同じく休業に伴います減額となります。なお保育園につきましては、期間中開園はしておりましたが、登園児が少なかったということから自園で対応されました。そのためセンターとしては給食の提供を休んでいたというようなこともありまして、歳入歳出ともに減額するものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（籠山恵美子）

学校の休校に伴う給食費がでないということですから、その給食費の返還の仕方、それはどのように運用して、結局本来食べなかったら返すべきものですが、それをどんなふうにやられたのか確認させてください。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

こちらのほうにつきましては、現在としては返還をしておりません。それで毎年そうなんですけども、年度末にきて、そちらのほうで調整させていただいております。

○委員（籠山恵美子）

調整というのは最後で返すとか、あるいは最後にごちそうだして帳尻合わせるのか、具体的にどうなんですか。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

最後にどちらかという、とらないというような方向で調整しております。

●委員長（前川文博）

ほか、よろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それではないようですので、これで質疑を終わります。

先ほどの商工観光部での答弁がありますので、これを許可いたします。

□商工課長（大上雅人）

先ほどの水上議員さんからのご質問についてお答えさせていただきます。

包括補助金の拡充のあった分、起業家とインターネット環境整備補助と店舗リニューアルについてですけれども、起業家の補助金につきましては、古川が14件、神岡が2

件、インターネット環境整備補助金につきましては、古川15件、河合1件、神岡5件、店舗リニューアルにつきましては、古川12件、神岡4件となっております。

◆休憩

●委員長（前川文博）

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時20分といたします。

（ 休憩 午後3時12分 再開 午後3時20分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第106号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）から議案第110号、令和2年度飛騨市給食費特別会計補正予算（補正第1号）までの5案件について、一括して討論を行います。

なお、討論は議案番号を述べてから行ってください。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認めます。それでは討論を終結し、採決を行います。

議案第106号から議案第110号までの5案件は、一括採決いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認め、5案件について一括採決を行います。

議案第106号から議案第110号までの5案件は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、これら5案件は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第111号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第6号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認めます。それでは討論を終結し、採決を行います。

議案第111号は、可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (前川文博)

ご異議なしと認めます。

よって本案件は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

予算特別委員会付託案件の審査は議員全員の構成による委員会で行われましたので、本議会における委員長報告は会議規則第39条第3項の規定により省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (前川文博)

ご異議なしと認めます。

よって本会議における委員長報告は省略することに決定いたしました。

◆閉会

●委員長 (前川文博)

以上で本日の予算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉会 午後3時22分)

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

予算特別委員会委員長

前川文博